

本妙日臨における元政の影響

— 受戒の作法とその精神 —

桑 名 法 晃

一、はじめに

江戸時代後期の日蓮宗僧侶である本妙日臨（一七九三～一八二三）は、日蓮宗において律師と称される数少ない存在である。法臘十三年、僅か三十一歳にして遷化した日臨だが、草山元政（一六二三～一六六八）の唱導した法華律の継承者、及び草山教学の大成者として位置づけられており、また近世日蓮宗学の大成者と称揚される優陀那日輝（一八〇〇～一八五九）に師と仰がれ、充治園出身者で明治維新期において日蓮宗の指導者として活躍した諸師をはじめ後世にも大きな影響を及ぼしている。先行研究においても、元政、日臨、日輝は一つの系譜とみなされているが、日臨が元政を如何に慕い、そこから如何なる影響を受けていたのかについては、従来十分な研究がなされているとは言い難い。

元政に私淑した日臨は、自らを草山の末流と称し、続種護法を第一とする元政の精神を受け継ぎ世に活現することに努めた。したがって、草山教学の展開並びに日臨の教学を考究しようとする時、日臨が元政から如何なる影響を受

けていたのが、第一に問われなければならないであろう。

そこで本稿では、まず日臨にみられる元政の影響を概観し、その上で、元政の三学分修の行法を継承し、律師と称された日臨の受戒に主眼を置き、その作法と精神について考察を進めることとする。

日臨の主著には三大秘法について詳述した『本化別頭教観撮要』があり、その中で「戒法」「受者の位階」等、日臨の戒観が論じられているが、ここではまず日臨の具体的な受戒の行儀が示された『本門自誓受戒作法草案』一卷に着目したい。本書は日臨の戒律関係の代表的著作として挙げられるものの、その内容について触れた研究は、小野文琬氏の論考「『本門自誓受戒』について」⁴及び「醒悟園の思想と信仰―近世日蓮宗教学の研究より―」⁵など僅かしかない。そこには、日臨の戒法・戒律観については、『本化別頭教観撮要』『本門十重禁戒の事』において述べられていることから、自誓受戒の作法という特殊な内容について書かれた本書はしばらく措いて考えたいという傾向が窺える。⁶しかし、本『本門自誓受戒作法草案』において「今何貴^ニ作法^ニ乎」という問いに対し、「一向斥^ニ作法^ニ大失、夫本門之重者唯一心之妙法也、作法^ハ第二義門之重也、然約^{スレハ}行者修行^ノ因^ニ作法^ニ発^ス之故」と答え、文政三年（一八二〇）の四月八日、深草を離れ身延に戻り醒悟園を開いた折に「時々誦^ツ受戒作法^ヲ艸山要文等^ヲ、清浄心常^ニ、請勤^フ之」と記したように、日臨は受戒作法を極めて重視している。そしてそこに元政からの大きな影響が認められるのである。

『本門自誓受戒作法草案』は、はじめに心性院日遠（一五七二―一六四二）から一妙日導（一七二四―一七八九）に至る先師の受戒本尊を含んだ七種の本尊勸請形態を挙げ、次いでそれぞれの本尊相について解釈を加えている。小野文琬氏の「『本門自誓受戒』について」⁷は、本書に依拠しながら、日遠、元政、日導、日臨と、日蓮宗の自誓受戒の儀相について述べたものであるが、後述するように『本妙日臨律師全集』所収本の資料上の問題もあってか、『草案』に

記された「日慧師」⁽¹⁰⁾については取り上げていない。また、「醒悟園の思想と信仰―近世日蓮宗教学の研究より―」では、元政をはじめとする草山の自誓受戒の儀相と日臨の行儀の相違を強調し、「草山と別立する醒悟園の意義が存する」⁽¹¹⁾ことを論じているが、この点についてはすでに指摘したように再考の余地があるものと考えられる。⁽¹²⁾

本稿は、筆者がこれまで深草瑞光寺において行ってきた研究調査による成果に基づきながら、『本門自誓受戒作法草案』に若干の検討を加え、そして日臨における自誓受戒の意義について考察を行い、もって草山教学の展開並びに日臨教学研究の一助とするものである。

なお、論題を「元政」の影響としたが、日臨は元政の嗣である草山第二世慧明日燈（一六四二―一七一七）と元政の両師を「瀉瓶之師弟」⁽¹³⁾として捉え、慧明を通じて元政の教え体得に努め、草山の教学を継承していった。⁽¹⁴⁾その一方で、元政亡き後、次第にその精神が失われ、形骸化し頹廢していった草山において、元政の流れを直接に汲む者として、そこに戻ろうとする意志が日臨には窺える。したがって、ここでいう元政の影響とは、元政から起こりその精神が正しく伝えられ展開していった草山教学・法華律をも含むものとして用いることとする。

二、元政の影響

日臨がどのようにして元政の教えを学び、いつ頃より惹かれていったのかは定かでない。ただ日臨の兄弟子であり、日臨を「我戒師」⁽¹⁵⁾と称する最誠（體蓮院日擬）が、文政六年十月二十三日、日臨の五七日忌に際して諷誦した願文において、「而十有九出塵網。爾已來慕三帥山大和尚之徳」⁽¹⁶⁾と記すように、少なくとも十九歳で出家して以来、元政の徳を慕っていたようである。これ以降、日臨の元政に対する追慕の念はいよいよ増していくこととなり、「元政上人の

風儀をしたい候て艸山ニ隱居仕候」¹⁷「又法門の事ハ私ニおいてハ異風なる事少しもこれなく、尤草山の風儀を学び候」¹⁸と述べるように、日臨の中において元政の教風は血肉化していき、信徒に対して自身の教えを説く中にあっても、元政を彷彿とさせることが少なくない。

したがって、元政の教学にも深く通じていなければ、その関連を十分に指摘することは難しいが、ここでは日臨が元政・草山に直接的に言及し、また元政や慧明の著述からの引用がみられる点を主として、日臨における元政の影響を概観することとする。

このような視点から作成したのが、表「本妙日臨にみる元政の影響」である（本論文末に掲載）。これは、日臨の生涯及び教学を知る上で根本資料となる『本妙日臨律師全集』（以下、『臨全』と略記）所収の、日臨の著作・書簡並に同全集に収載された日臨の「遺物現在目録」を中心に元政の影響をまとめ、系年順に配列したものである。

先引の日臨の文も、表の③に該当する一文であるが、日臨の受戒の作法について考察を進めていく前に、受戒の精神とも、また日臨の教学全般においても直接的に関連する、「某尊者に上る書」（表の⑩）の次の一節について触れておきたい。

且艸山開祖の立意は、宗門の表をば諸山之官僧に任て、艸山之一派は宗門の内法を相続する意にて候、是を表具の表莊嚴とすら打とに譬られて候（『臨全』一八六頁）

これは、草山教学が生まれた、その元政の意を日臨が端的に表したもので、望月歙厚氏の『日蓮宗学説史』において「蓋し艸山の真意を悟るものといふべし」¹⁹と評される一文である。「宗門の内法」という語は、同じく「某尊者に上る書」（表の⑩）の文で併記された「事觀の妙処」と同じ意味を持ち、本化の教学を指している。これを表具の裏打ち

という譬喩をもって表しているのであるが、この譬喩は日臨自身の表現ではなく、日臨は元政の言葉として捉えている。

瑞光寺には元政の自筆本をはじめとする多くの資料が現存するが、その中に瑞光寺第五世知量日充筆の『開祖法語』（分類番号 B248）、慧明日燈の弟子である離幻日覚筆の『政公語艸』（分類番号 B2482）が存する。⁽²⁰⁾ 書名の表記は異なるが、開祖及び政公は元政を指しており、法語・語艸も同じ意味を有する、いずれも瑞光寺開山元政の教示がまとめられた書である。両書を対照しても若干字詰が異なる程度でまったく同じ内容である。日臨の『教観雜篇』（表の⑰）にも右二書に類する「霞谷法言」という資料からの引用がみられ、そこに引かれた「以^(マ)一段工夫^(マ)得^(マ)之^(マ)」の一文は、両書においても確認することができる。したがって、書名自体は異なるが、開山元政の弟子等に対する法言として代々書写され、その教えが伝えられていったものと考えられる。そして日臨も瑞光寺において、これらの資料を閲覧していた。今は離幻の『政公語艸』によってその内容を示すと、本書には次の説示が認められる。

一今世説法人ナク、仏法弘マラスハ、吾不

肖ナリトモ、世ニ出テ、随力ノ化導ス

ヘシ、亦化導多キ世ニハ、随分自行ヲツ

トメテ、宗旨ノウラウチヲセヨ（一丁裏）

ここには、法を説く者がなく、仏の教えが弘まらない世にあつては、不肖の身であっても、世に出て自らの力に随つて化導をすべきである。しかしその一方で、化導多き世には、分に随つて自行を努め、もつて宗旨の裏打ちをせよという、草山の立場が示されている。「表具の表莊嚴とうら打とに譬られて候」という日臨の文は、元政の教示であると

本妙日臨における元政の影響（桑名法見）

いう認識のもと示された表現であり、日臨において元政の意を忠実に継つぐとする意図が窺えるものといえよう。

日臨は「某尊者に上る書」において、先の一文に続いて、宗門の内法を継承し、護法の任を果たすため、自行を表に、そして化他は随力演説の分といわれた元政の教えに勤めていることを述べている。

又野生事を人々二乗根性の様に申候、これは尤の事に候、はじめ申如く艸山は宗門の内法事觀の妙処をつがんに、世縁をさけてひまを得んが為に、自行を専ら面にして化他は随力演説の分と云はれ候跡を学び候間、表には其相をあらわし候へども、底意は護法の心盛んにて候（『臨全』一八七頁）

表の⑩に記したように、「事觀の妙処」⁽²²⁾とは、『艸山集』「与淨心澄公書」にみられる表現で、ここから表の①「惟学^{タハ}也者要^ス直窮^ニ乎根源^ヲ矣⁽²³⁾」という日臨自身も随った宗学研鑽の態度が出ている。その他、表からも分かる通り、『艸山集』からの影響が強く認められるが、本書状において宗旨の裏打ちという表現と自行化他の精神が合わせて説かれることから、『政公語艸』（『開祖法語』等の元政の教訓。以下、単に『政公語艸』と記す）が、日臨において、元政が自らに対してなした化導の言葉として、極めて重く受け止められていたことが指摘できよう。⁽²⁴⁾

この『政公語艸』は、右の自行化他・随力演説の精神、また護法の心等とともに、後に日臨の受戒の精神について考える上においても重要な資料となってくる。次に、まずは日臨の受戒作法について説かれた『本門自誓受戒作法草案』⁽²⁵⁾について見ていくこととしたい。

三、『本門自誓受戒作法草案』——受戒の作法——

本書は「先道場者随分尽^レ力可^ニ莊嚴^シ之、次本尊者為^レ二、初出相、次料簡⁽²⁶⁾」という文言から始まり、続いて先述の

如く七種の受戒本尊の勸請様式が挙げられる。なお、本書全体の構成は次の通りである。

先、道場

次、本尊

二、初、出相―七箇の本尊相

次、料簡―上の本尊を料簡す

次、好相を祈求

二、先、自誓の因縁を述す

次、好相を弁ず

自下正受戒日

先、道場に入り、運想すべし

次、坐心念す

次、勸請

次、請師

次、説戒

次、懺悔

次、三帰

次、正受戒

本妙日臨における元政の影響（桑名法見）

本妙日臨における元政の影響（桑名法晃）

次、略法誓受

次、白竟

次、誦誦作法受得本門円頓戒経文

次、発願

普回向

ここでは、実際の受戒作法の次第・所作等が記された「先、道場に入り、運想すべし」以降の内容についての詳細な検討は別稿に譲ることとし、日臨が如何なる本尊を勧請して自誓受戒を修したのか、元政からの影響が特に顕著にみられる「本尊」の記述を中心に考察を進めていく。

さて、「七箇の本尊相」第一から第三までは、それぞれ神力品に依拠した本門戒の本尊、普賢経に拠った迹門の本尊、『授職灌頂抄』所説の本尊で、第四からが先師の勧請となる。第四として、心性日遠、続いて慧明日燈、日慧、一妙日導の四師の儀相が挙げられる。このうち、第四の日遠の儀相は、「遠師自誓受戒依梵網普賢觀、本尊之相如上普賢觀、蓋開權開迹之意也」⁽²⁷⁾、第七の日導については、「日導師者以三大曼荼羅為本尊、自然具五師」と、一文のみで簡潔に示されているが、日燈、日慧二師の勧請については、その形態もが詳細に記されている。

日燈師之勧請者兼備本迹、但三天秘法辨中不_レ挙_二文殊弥勒_一者、隨_二本門戒之正意_一且略_二其名_一歟、或又有別意_一歟、開山本門大戒牒亦如是、

南無文殊師利菩薩羯磨師

南無久遠釈迦牟尼大和尚

南 無 妙 法 蓮 華 經

日燈
印

南無本化上行大薩埵

南無弥勒菩薩教授阿闍梨

此本尊兼得上下本迹二門者、一証者十方応化無量諸仏也、一伴者本化迹化諸大菩薩也、開山之勸請亦応如是、
開山之自筆未定有之歟、

日慧師所勸請者有三幅、表三大秘法也、

久遠実成積尊并四大菩薩 像画 左

南 無 妙 法 蓮 華 經 中央

久遠積尊并文殊菩薩弥勒菩薩 像画 右

是亦可有証一伴如上、(『臨全』一一九〜一二〇頁)

まず第五の日燈の本尊について、日燈の勸請は本迹を兼ね備えたものだが、『三大秘法辨』の中では文殊・弥勒を挙げていない。これは本門戒の正意にしたがって、しばらくその名を略したものか、或いはまた別意があるかとその理由を推し量り、開山即ち元政の「本門大戒牒」もまたこれと同じであるという。そして、日燈凶頭の受戒本尊を書し、日臨は開山元政の自筆は未見であるが、元政の勸請もまたこれと同様であろうと述べている。この記述から、日燈の受戒本尊を拜してこの勸請形態を記したことがわかる。また、この本尊のみならず、日燈の『三大秘法辨』、元政の「本門大戒牒」をも瑞光寺にて閲覧していた。

そしてこれは、第六の「日慧」の勸請についても同様にいえることであって、先に誤植を訂正するならば、ここに

本妙日臨における元政の影響(桑名法見)

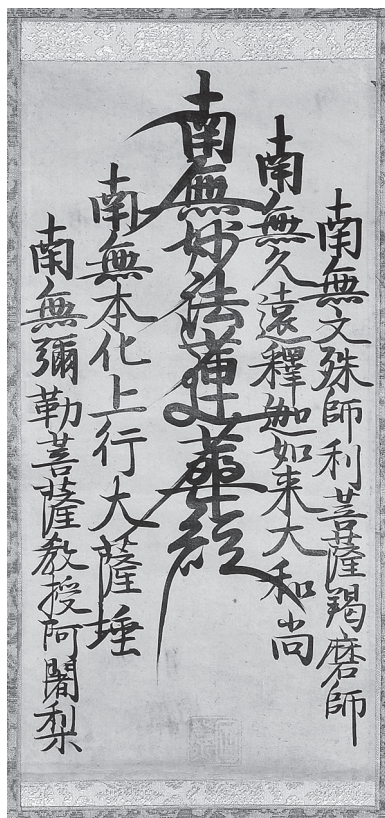
「日慧」とあるのは、「日英」即ち元政並びに慧明日燈が常に崇め「我宗持戒修懺第一祖⁽²⁹⁾」と称した本覚日英（一五八四～一六四七）のことである。日英が勧請した受戒本尊は三幅あり、これは三大秘法を表すもので、中央の一幅に一遍首題が、そして左右には画像にてそれぞれ一尊四士、久遠釈尊並びに文殊弥勒菩薩が懸けられるというのである。

日臨は身延から深草平樂庵に勤学の場所を移した当初、「此方にては、身延よりも書もつは自在にて一切経蔵も有之⁽³⁰⁾」「拙子艸山へ来りてより、勤学大に進み、書物たくさんにて、何よりもよろこばしく候⁽³¹⁾」等と述べており、瑞光寺において書籍の閲覧が許されていたようである。日臨は単に庵主と記しているが、当時は第十一世宣修日撰代であったと考えられ、「瑞光寺之庵主より、急の書き物他の頼まれ候⁽³²⁾」や「関東へ相下ル積りにて候処、庵主達而留られ候二付（中略）艸山庵主立本寺日延上人等之御助力にて、五両程之普請夢之如く二成就致し候⁽³³⁾」と、両師の交流がみられるとともに、日臨が重用されていたことが窺える。

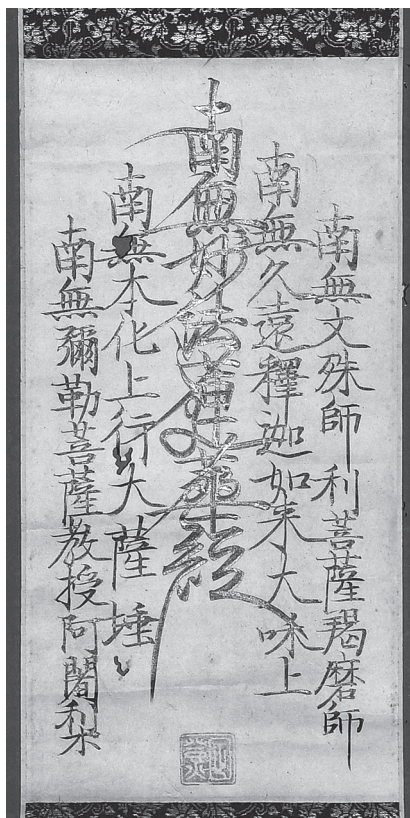
このような中で、日臨は大蔵経の典籍から、元政・日燈の著述、さらには大曼荼羅等の軸物に至るまで、多くの資料を拝見する機会を得ていたのである。本草案に記された日燈、日英の受戒本尊は現在も瑞光寺の宝蔵に格護されており、その相貌を拝することができる。

日燈図頭の受戒本尊は複数瑞光寺に所蔵されるが、写真資料①はその中でもウハマキに「燈師受戒マンダラ」と記された日燈の受戒曼荼羅である。法量は、縦二四・一センチメートル、横二一・〇センチメートル、中央首題下に「日燈」の朱印が捺されている。写真資料②も同じく日燈の受戒曼荼羅で、法量は縦二三・七センチメートル、横一一・五センチメートル、「日燈」の朱印が認められる。大和尚の表記が①と②では異なるが、同じ勧請様式であり、この他、少なくとも上 C154、下 C172にも同じ様式の受戒本尊が確認できる。上 C154の法量は縦三六・四センチメートル

本妙日臨における元政の影響（桑名法見）



②日燈 受戒曼荼羅 上 C138



①日燈 受戒曼荼羅 上 C162

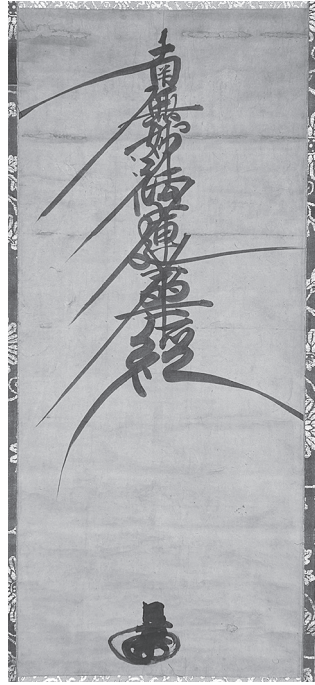
ル、横一六・七センチメートル、中央首題の下には「慧明」の朱印があり、②と同じく「大和尚」とある。⁽³⁴⁾ 上 C172の法量は縦二四・一センチメートル、横二一・一センチメートルで、①と同様「大味上」とある。日臨は「南無久遠釈迦牟尼仏大和尚」と記し、「日燈」の印を有するものを拝していたようである。若干表記が異なるものの、やはり同じ勧請様式である。

続いて、日英の受戒本尊は写真資料③の三幅である。中央一遍首題の下には日英の自署花押があり、日臨が記した勧請様式と一致する。ウハマキには、中央・左・右にそれぞれ「授戒本尊英師一遍首題」「授戒本尊

本妙日臨における元政の影響（桑名法晃）

③本覚日英 受戒本尊 C41

(中央)



(左)



(右)



脇侍四菩薩」「授戒本尊脇侍文殊弥勒」と直書されている。法量は、中央が縦五三・六センチメートル、横二二・九センチメートル、左が縦四五・一センチメートル、横三〇・六センチメートル、右が縦四五・二センチメートル、横三〇・五センチメートル。三幅一対で箱があり、表には「受戒本尊」と墨書され、箱の内側には、「受戒本尊莊嚴施主妙詢童女妙影童女／玉圓童子幻栖童子夢省童子／聞法院妙讚」と墨書された貼付がある。

日臨は、これらの大曼荼羅を瑞光寺において拝し、そして自らの拠って立つ受戒本尊について熟考を重ねていった。これら七種の本尊相を挙げた後、「次料三箇上本尊」と、日臨はその一々に解釈を加えているのである。ここでは、日臨が自らの受戒本尊として拠った、第五の日燈の本尊に対する釈をみておきたい。

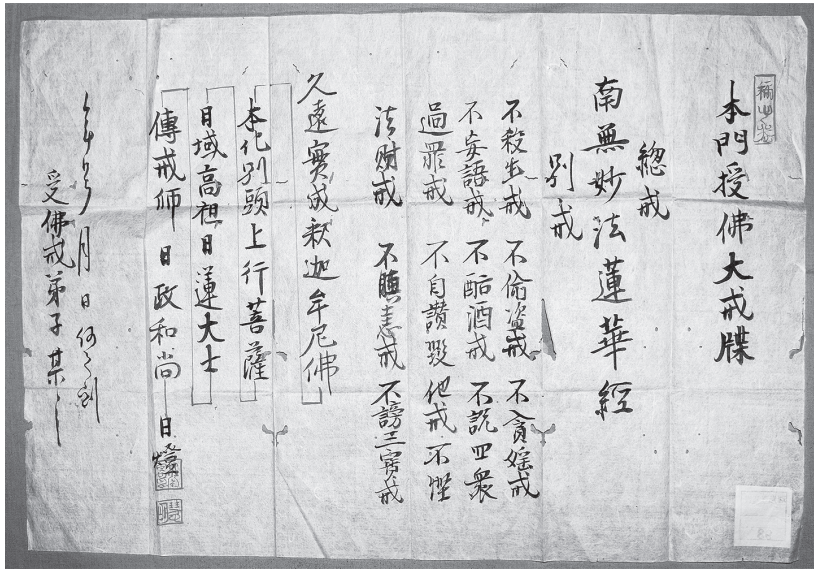
問第五燈師之本尊有^{ルハ}一証伴及推^{スルコト}開山之意^ヲ因^テ何言^レ之^ニ、答^テ何師者^ニ瀉瓶之師弟也、故源流互推^{ニス}、開山本門大戒云、勸請十方^ノ化無量諸^ノ仏本化迹化諸大菩薩唯願降臨道場^ト文、予初疑謂^テ於^ニ此一大事本門戒作法^ニ勸請之相疎略^{ナルハ}者何^ゾ乎、盍^ソ別請^ニ久成尊^ヲ乎、後^ニ拜^{シテ}燈師之勸請^ヲ得^{タリ}其意^ヲ、先^ニ於^テ道場^ニ懸^ケ本尊^ヲ而後^ニ請^ニ一証伴^ヲ者^{ナラン}也、故予互推^ス之^ヲ（『臨全』一一一頁）

問答形式によって述べられる中に、先の本尊相において、一証は十方化無量諸仏、一伴は本化迹化諸大菩薩と定め、さらに日燈の勸請をもって元政の意を推したことに對する、元政・日燈両師の日臨における位置づけと、その理由が示されている。すなわち、日臨は両師を「瀉瓶の師弟」として捉え、元政の意を慧明の著述をもって理解している。⁽³⁶⁾元政の『本門大戒』は、「勸請」「懺悔」「三歸」「戒相」と次第していくが、その最初の「勸請」には、「至心勸請十方化無量諸仏本化迹化諸大菩薩唯願降臨道場」の文のみが記されている。日臨は初めこの文を拝した時、この一大事の本門戒の作法において、勸請の相がこれほど疎略であるのは何故か、なぜ別して久遠本仏を勸請することがな

いのかと疑いを起こした。しかし後に日燈勧請の受戒本尊を拝して、元政の『本門大戒』の意を領解した。なぜならば、まず受戒莊嚴の道場においてこの受戒本尊を奉安し、その後この『本門大戒』所説の作法に則して十方応化の無量諸仏並びに本化迹化の諸大菩薩を勧請するからであると、そして受戒本尊の久遠実成釈迦如来は和上、本化上行菩薩は伝戒師、文殊師利菩薩は羯磨阿闍梨、弥勒菩薩は教授阿闍梨として現前していることから、さらに別して勧請した十方応化無量諸仏、本化迹化諸大菩薩は、尊証師、同学伴侶を意味するものであろうと、日臨の捉え方が示されているのである。

元政自筆の『本門大戒』（分類番号上C191）は卷子本として現在も瑞光寺に所蔵されており、元政自筆本を書写した日燈筆『本門大戒』（分類番号上C192）も確認することができる。³⁸ また、本尊相を挙げる中において、日臨は元政の受戒本尊については未だ拝することを得ず、その勧請様式を実見できていない旨を記していたが、筆者も未見である。すでに瑞光寺の宝蔵の悉皆調査は大方終わっているが、その中において該当するものを見出すことはできない。³⁹ 一方で、先引の如く、日臨は「開山本門大戒牒亦如是」と述べており、元政の「本門大戒牒」を拝見していたようである。残念ながら筆者は未見であるが、ここに日燈の「本門授仏大戒牒」を紹介しておきたい。

写真資料④の「本門授仏大戒牒」は、雛形となったものであろうが、実際に本門大戒を受戒した者に対して、このような戒牒が授与されたものと考えられる。法量は縦二九・一センチメートル、横四二・四センチメートルである。元政の『本門大戒』は、総戒である南無妙法蓮華經の五字七字をまず受得し、次いで別戒である十重禁戒を重ねて受けるものである。この本門の大戒は、久遠実成釈迦牟尼仏の説くところであり、本化別頭上行菩薩、日本の日蓮大菩薩と次第し、草山元政が相承するところである。日燈は自らの師である元政を伝戒師としてこの本門大戒を受け、そ



④日燈「本門授仏大戒牒」 瑞光寺文書93

(宋書) 稱心庵
 本門授仏大戒牒
総戒
 南無妙法蓮華經
別戒
 不殺生戒 不偷盜戒 不貪姪戒
 不妄語戒 不酤酒戒 不說四衆
 過罪戒 不自讚毀他戒 不慳
 法財戒 不瞋恚戒 不謗三宝戒
 久遠實成釈迦牟尼佛
 本化別頭上行菩薩
 日域高祖日蓮大士
 傳戒師 日政和尚 日燈(宋書)
(印)
 年月日何々刻
 受仏戒弟子某

本妙日臨における元政の影響（桑名法見）

してそれを弟子等に対し転伝して授けたことが窺える。⁽⁴⁰⁾ 元政の大戒牒となると日燈のそれとは当然異なるであろうが、日臨の先の文言に基づけば、久遠本仏、上行菩薩が記され、文殊弥勒は記されていないことがわかる。『本門自誓受戒作法草案』における日臨の解釈に従えば、久遠実成釈迦牟尼仏は「戒師」⁽⁴¹⁾であり、「妙戒能説之教主」⁽⁴²⁾、上行菩薩は「伝戒師」⁽⁴³⁾「能伝之師」⁽⁴⁴⁾となる。今この④「本門授仏大戒牒」では、草山の徒は元政を伝戒師として受戒の儀を修していることがわかるが、このことについて、日臨は次のように述べている。

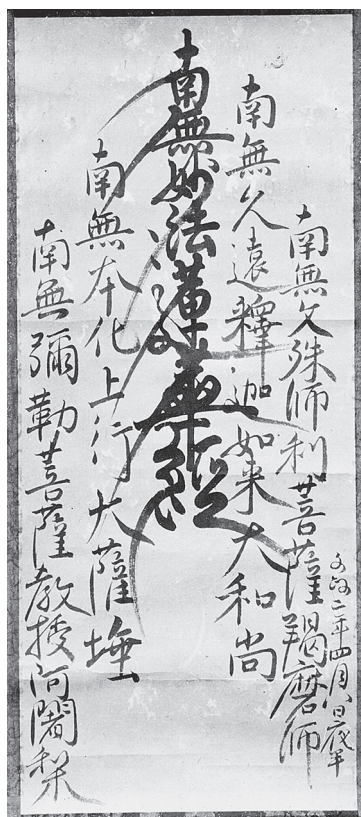
信^{スルカハ}ニ仏常住^{ニシテ}而不^レ滅^{玉ハニ}故、必^{シテ}請^{シテ}ニ生身^ヲ積尊^ヲ為^スニ戒師^ニ、寿量^品云、雖^レ近而不^レ見衆生既信伏^{スレハニ}時我及衆僧俱出^ニ靈鷲山^ニ、又請^{コト}ニ生身^ヲ普賢觀文明明^ヲ、但要^{スル}ニ念力強盛^{ナラシメ}已、高祖^曰戒^ノ、不^レ須^ニ泥木等^ヲ是也、疑^曰、若爾自誓^ハ是正意^{ナリ}、岫山何^{ツル}立^ルニ伝戒^ヲ乎、答所謂伝戒転伝戒之義歟、由^{ルカ}ニ自^{ルニ}不^レ知^レ方故託^{シテ}先受之師^ニ受^レ之、是即末代先^{トスルカ}易行^ヲ故、況復有^{ルヤ}ニ結縁戒之人^ニ哉、若^ハ伝戒若^ハ自受共請^ニ生身積尊^ヲ云云（『臨全』一二三頁）

これは、七箇の本尊相に料簡を加えた段に続く、「次祈^ニ求^{スルニ}好相^ニ、先述^{シテ}自誓^ノ因縁^ヲ、次辨^ス好相^ヲ」の段の第一、自誓の因縁を述べる中にみられる一節である。経疏の諸説を挙げた後に、自らの見解を示している。仏は常住にして滅せずと信ずるが故に、必ず生身の積尊を勧請して戒師となすことを、寿量品等を経証として説き、それに対して、自誓が正意であるのになぜ草山は伝戒を立てるのかという問いを設けている。これは、④の「本門授仏大戒牒」に示されるように、草山では伝戒師として元政を立てていることを受けての言であろう。この疑難に対して、日臨は伝戒、転伝戒の義かとして、自らその作法を知らないために先に受戒した師に託して受戒を行う故であり、これは末代は易行を先とすることによるものであると述べている。

このように、草山（これは元政ではなく元政以降のものであるが）における受戒作法について、日臨はその意を

汲んでいることが窺える。そして自身も七箇の本尊相を挙げ、料簡を述べた上で、「就中艸山勸請兼本迹一最爲三綿密、故今憑之」と、自ら自誓受戒を行う上において、この草山の勸請の本尊に拠ることを明らかにしている。実際に、日臨が文政二年四月八日夜半に顕した受戒本尊（写真資料⑤）は、先に掲載した日燈の受戒曼荼羅と同じ勸請様式である。

しかし、日臨は草山の影響を強く受けるといつても、「此節之艸山の風、野生の心には叶不申候」、或いは「艸山なそは実に昔の影もなき事に候へ共」等と述べるように、当時の草山のありようには堪えかねるところがあり、転伝戒というあり方は取っていない。また、元政の末流として自己を規定し、元政に直接連なろうとするが、元政を伝戒師として立てるのではなく、本化上行菩薩即ち日蓮聖人を伝戒師として勸請している。また、元政の『本門大戒』に多



⑤日臨 受戒本尊

くを抛りながらも、受戒本尊として久遠本仏等を勸請した上で、さらに受戒作法の中においても、久遠本仏から勸請を行っている。これらの日臨の受戒作法も、或いは元政自身と同じく直接本化上行高祖日蓮大菩薩から受けるという意図が込められたものであり、また末代の凡師が受戒の際に自らと同じ疑惑を起こさぬよ

う「易解」を先とする意識が働いたものかもしれないが、日臨の受戒作法については、改めて元政との関連の中で別に論じたい。ただやはり自誓受戒の作法においては、元政からの影響が非常に強く認められ、日臨が受けるところの戒は、「妙法本円総別二戒」即ち南無妙法蓮華経と十重禁戒であり、元政の受戒と同じである。『本門自誓受戒作法草案』では、十重禁戒については第二戒以降の記載が省略されているが、全体的に元政の『本門大戒』に基づきながら、それをさらに詳述し、また項目も付加した印象を受けるものである。⁽²¹⁾

四、受戒の精神

日臨の『本門自誓受戒作法草案』に基づき、日臨の受戒本尊について若干の考察を行い、草山の勧請様式に随って受戒曼荼羅を図顕し、元政と同じく総戒である妙法五字七字、また別戒である十重禁戒を日臨も受戒したことを確認した。そこで本項では、この受戒が日臨において如何なる意義を持つものか、日臨における受戒の位置づけについて、さらに考察を進めていきたい。この受戒の精神においても、やはり元政からの影響が強く認められ、したがって元政との関連の中で論じていくこととする。なお、先にも触れたが、日臨の受戒の精神については、種々の教義が密接に関連している。ここでは日臨の名著であり、日臨の戒観がまとまって論じられている『本化別頭教観撮要』の「戒法」の説示の展開を基本とし、そこに他の著作・書簡等の類文をもって考えていくこととしたい。⁽²²⁾

(一) 総別二戒

1、総戒

日臨は、『本化別頭教觀撮要』において「総戒」について次のように述べている。

二明^二戒法^一乃有^二一^一、一総戒、二別戒、初総戒者、夫本地難思^レ大戒者、久遠如来之所^レ護持^一、本化菩薩之所^レ傳^一來^一也、具^二二^一切戒^一撰^二二^一切善^一、所謂人天^レ五戒十善、小乘^二二百五十戒^一、菩薩^三三聚淨戒十重禁四十八輕戒^一、及迹門^レ大戒^三三如来衣座室戒、身口意誓^一、四安樂行戒等^レ尽在^二其中^一矣、經云此經是十方^レ諸仏眼目、因^二由是經^一自然成^二就五^一分法身^レ戒定慧解脫解脫知見^一、諸仏如来從^二此法^一生、又云此經難^レ持若暫^レ持者、我即^レ歡喜^レ諸仏亦然、是名^レ持^レ戒行^二頭陀^一者^上、即為^レ疾得^二無上^一仏道^一 （『臨全』九四〜九五頁）

そしてさらに、日蓮聖人の『観心本尊抄』三十三字段、『教行証御書』⁽⁵³⁾、並びに『御義口伝』⁽⁵⁴⁾の一節を引き、「当^レ知正直捨^レ邪^レ歸^二妙法^一念々無^二間斷^一則法爾具^三足万戒^一、是名^二総戒^一」⁽⁵⁵⁾と、総戒についての説示を結んでいる。右に引用した文は、『本門自誓受戒作法草案』の「正受戒」の段にも見られるが（表の⑦）、この説示は、廣上塔貫師が指摘するように、元政の『本門大戒』に依拠したものである（表の②参照）。元政の「戒相」に随い総戒について述べ、妙法五字を造次顛沛にも間斷なく受持するところに自然と万戒を具足する、これが総戒であると規定するのである。

この一切の戒を具え、一切の善を撰めた総戒を受けた上で、さらに重ねて別戒として十重禁戒を受持するわけであるが、では何故に別戒を受ける必要性があるのか。そもそも別戒とは如何に位置づけられるのであろうか。

2、別戒

日臨は別戒である十重禁戒は、その根本は法華經本門にあり、その文は『仏説觀普賢菩薩行法經』に出づるものであるが、⁽⁵⁶⁾『梵網經』を借りてこれを十重禁戒と題するという。⁽⁵⁷⁾

総別二戒の關係については、総戒に別戒があるのは、実相に諸法があるのと同じであり、「須^ク知^ル総^ハ戒^ハ是^レ正^レ行^レ別^レ戒^ハ是^レ助^レ行^レ也、而^テ由^テ總^ニ戒^ニ立^テ別^レ戒^ヲ、依^テ別^ニ戒^ニ護^ル總^ニ戒^ヲ、事^理雖^ト異^ト不^レ思^レ議^一」⁽⁵⁸⁾と述べている。すなわち、総戒と別戒は正行・助行の關係にあり、総戒から別戒が出づるものであつて、別戒によつて総戒を護ることになる、この総別二戒は實には同一であるとする。また、二戒を本迹に配すれば、総戒は本門、別戒は迹門となる。これは、結要の五重は本迹を結要し、擣篋和合は本迹を和合する故に本門はただ総戒であり、普賢觀經は流通還迹の故に迹門の戒となつてゐる。⁽⁵⁹⁾日臨には『本門十重禁戒の事』という著述があり、総別二戒について同様の解釈がみられる。

十重禁は觀普賢經に出たり、則六重七重と云是なり、然るを十重禁と名を結ぶ事は梵網等の經をかりたる也、然れば十重禁は迹門の戒なれ共、惣戒が本門より出たる故、開迹顯本して本門の戒と名る也、惣戒とは三学俱伝名曰妙法と云南無妙法蓮華經是也（『臨全』一一五頁）

本書では、十重禁戒の第一不殺生戒から第十不謗三宝戒に至るまでの十戒について解説が加えられているが、元政の『本門大戒』では、第三が「不貪婬戒」、第八が「不慳法財戒」であるのに対して、「第三不邪婬戒」⁽⁶⁰⁾「第八不慳貪戒」⁽⁶¹⁾と示されること、また十戒を挙げ、「十重禁戒の大意略してかくの如し、然もいろいろの法門ある事なれ共、在家のくはたて及ぶ事にもあらざれば皆略す」と述べることから、在家者を対告として著されたものと考えられる。故に『本化別頭教觀撮要』よりも平易な内容で説かれているが、この文言に続けて、さらに次のように総別二戒の關係

を教示している。

抑法華經の肝心妙法五字は一得永不失の戒とて、能々持てば下根の行者も一生のうちに妙覺の位に入るほどの大法なれば、仏道を求人々は心かけて此十重禁戒を力の及ぶほどに持ちて、正行の妙法をたすけ修行すべき也、經文に隨力演説と云ふ事あり、是は題目を持つ正行の外に自力に及ぶほど人に説きてきかする事也、今も亦その如く力に隨つて持戒をも心かくべき也、末法は無戒の時也と云ふて持戒をきらふは經文と御書との修練たらざる故なるべし、南無妙法蓮華經（『臨全』一一七頁）

総戒である妙法五字は、能く受持すれば下根の行者であつても即身成仏の大果を得ることのできる大法である。この五字を能く持つためにも、別戒である十重禁戒を自らの力の及ぶ限り持たなければならぬと、先と同様に正行・助行の關係にあることが示される。そして、「隨力演説」とは、持戒においても常に心がけなければならぬ法門であり、「末法無戒」を標榜して持戒を嫌うことは、法華經並びに御書の修練が足りないものであると厳しく戒めている。日臨が非常に重視した「隨力演説」の精神は、持戒においても転用され、戒の取捨がなされているのである。この考え方は在家者に対してだけでなく、『本化別頭教觀撮要』等諸処に説かれるところであり、なぜ別戒として十重禁戒を持つのかという答えにもつながっていく。

今云若論^{セハ}法義^ヲ須^ル取^ル諸戒^ヲ、約^{セハ}時運^ニ者須^ル取^ル二十戒^ヲ、若於^テ進者^ニ諸戒亦可^{ナリ}、猶如^シ下^ノ叡山制^ニ、小律^ヲ嚴^{ナル}有^レ機許^シ之^ヲ（『臨全』九七頁）

『本化別頭教觀撮要』では、この文によって別戒についての解釈が結ばれており、教・時・機の三つの基準から戒の取捨を判じている。すなわち、教によれば諸戒を取るべきであり、時によれば十戒を取るべきである。ただし機根

の優れた者、さらに修行が進んで行った者においては、十戒に限ることなく諸戒をも持つべきあるとして、叡山をその先例として挙げている。日臨は「行者の意得は、なるだけ高き方が本意なり」とも述べるように、志を高く持ち進んで修行すべきことの重要性を説くが、大判である時に対して、機は小判となる。したがって、時に約して十重禁戒を別戒とすることを正意とするのである。『本門自誓受戒作法草案』では、「諸經所説戒相甚広、具取^ニ其相^ヲ恐欺^ニ三寶^ヲ、願約^ニ十重^ニ能護^ニ持^之」⁽⁶⁵⁾と述べ、末法の通機に約して十重禁戒を別戒と定めていることがわかる。

（二）受者の位階

このように末法という時に重きを置いて別戒を規定し、自らの力に応じた持戒の精神を強調するが、初めからこの別戒受持を勧奨しているわけではない。

然末法^ニ行者^ノ初心^ハ一向^ニ本門^ノ総戒[、]後心^兼本迹^ニ総別^ニ以流^ニ伝^ス正法^ヲ、故分別^ニ品有^ニ兼正^ニ六度^ニ（『臨全』九七頁）

末法の行者について、機によって受戒の異なることを示し、初心の行者はただ本門の総戒を受持すること、後心の行者は本迹の総別二戒を兼ねて受持することによって正法を伝弘することができるというのである。そしてこれを分別功德品の滅後の五品をもって経証としている。

そこで、『本化別頭教観撮要』の展開に倣い、次に受者の位階について考察を進め、別戒受持の位階を明らかにしていきたい。

三判^ニ受者^ノ位階^ヲ、蓋^シ夫^レ戒者^諸惡^莫作^衆善^奉行^矣、何^ノ惡^不制^セ、何^ノ善^不修^セ、但^レ顧^ニ機^ノ堪^不時^適不^如何^ニ而已^ト

（『臨全』九七頁）

前項の総別二戒に続いて、「受者の位階」の説示はこの文から始まっている。機と時の二つが受戒において大きな判断基準となっており、これによって如何なる戒を持つかが決する。この説示は、『三大秘法之辯』にて「問戒得名如何、答主防非止惡^ヲ、受持妙法惣別戒^ヲ、人離謗罪已去一切諸惡^ヲ」⁽⁶⁶⁾と、戒の働きは「防非止惡」であり、妙法の総別二戒を受持する者は謗法罪を逃れ一切の諸惡を離れることができる⁽⁶⁷⁾と示された後にもみられ、日臨における受戒の根本的な考え方として提示されている。時・機に拠るが故に日蓮聖人の教示も一樣ではないが、この末法という時ににおいて如何なる機に別戒受持が求められるのか。

1、滅後の五品

日臨は、『四信五品鈔』や『得受職人功德法門鈔』を挙げながら、末法という時のために説かれた分別功德品の五品に約して持戒を論じている。受戒は兼行六度品・正行六度品の四五品の機に許されたもの、随喜品・誦誦品・説法品の初二三品の機に対しては持戒を制止する、これを基本としている。⁽⁶⁷⁾『得受職人功德法門鈔』の説示から考えれば、修学解了の上品下品の二師となる四五品に、⁽⁶⁸⁾持戒を含む三学とともに修すべきことが求められる理由は、令法久住のためであった。

熟思^{フニ}經文^ニ四五品^ニ計^ニ三学^ヲ、凡諸經明^ス法滅相^ヲ皆由^ル沙門失^{フニ}威儀^ヲ、後周滅^{スル}佛法^ヲ等即是也（中略）僧本化^レ俗者也、然失^{ニスル}威儀^ヲ故却^テ為^ル俗所^ニ制^セ、何由^ニ法久住^{セン}、涅槃扶律談常良有^ニ以^ヘ哉（『臨全』九九頁）

僧が威儀を失うことよって、仏の教えが滅尽していく。本来俗を教化教導する僧が、戒律を失うことでかえって俗に従えられることになってしまう。これでは「令法久住」という大願を果たすことはできない。ここに『涅槃經』の扶律談常の精神が強く響いてくるのである。

本妙日臨における元政の影響（桑名法見）

按ずるに、この文も草山の真意を悟るものというべきであろう。『涅槃經』における扶律談常の精神を重視し、これを抜粋して十門に分かつて叙したのが、元政の『如来秘藏録』である。本書「第九 三法相資門」には、「仏、為_レ末代_ノ凡夫定執_シ一実_ヲ、誹_シ謗_シ方便_ヲ以_テ甘露_ヲ為_ル毒藥_ト、故重示_シ三学_ヲ令_ム即_レ事而真_{ナラ}、是三即_チ一、不_レ須_レ與_レ離_モ、如_シ衣食_ハ相藉持_ニ身命_ヲ」⁽⁶⁾と、釈尊が涅槃に臨んで三学を示した理由を述べるが、これは、「如来秘藏録序」にて説かれた次の一節を受けている。

蓋_シ法華_ノ戒者四徳一心_ノ不思議_ノ戒、戒能持_レ人_ヲ、譬_ハ如_シ乘_テ船_ニ乘_ル到_ニ彼岸_ニ、所謂無_レ戒無_レ持_ニ無_レ戒_ト不_レ備_、無_レ持_ト不_レ備_ト、完_カ、只顧_ル行者何如_ト而已_、昔有_リ人_、久事_ニ吉祥天_ニ、遂感_ニ徳_ヲ、餅_中出_ニ一切_ノ宝_ヲ、此人忽_チ起_ニ驕慢_ヲ、拳_ニ双_ノ脚_ヲ踏_レ餅_、餅即_チ破_テ矣_、宝亦尋_テ失_、法華行者亦或_レ類_ニ于此_、故吾_カ仏臨_ニ般涅槃_ニ重明_ニ戒門_ヲ、示_ス下_ノ叔世_ノ凡夫醉_ニ甘露_ニ者_上」⁽⁷⁾

法華經の行者においても、一切の戒を撰し成仏得道の法である法華經の戒・妙法を持てば、驕慢の心を起こして却つて悪道に墮すことがある。故にこの甘露に酔える末法の凡夫に対して、釈尊が『涅槃經』において重ねて戒の法門を説いたというのである。したがって、法華の戒である妙法五字のみに誤つて固執し、戒定慧の三学等を誹謗して、この甘露を毒薬と化してしまふ末代の凡夫のために、再び三学が説かれたのであつて、この三即一の三学を持つことによつて法命が相続されていくのである。

そしてさらに、元政がこの『如来秘藏録』とともに尊重し珍敬すべき「大師」と定め遺言した『草山要路』⁽⁸⁾では、「嗚呼、叔世寡薄、雖_ニ於_レ法_ニ不_レ全_、庶幾_ク三学_ヲ分修_、資_ニ成_ニ正業_ヲ、不_レ爾_ハ何_ヲ以_テ令_ニ法_ニ久住_セ」⁽⁹⁾と示されている。元政は深草に集つた門弟に対して、三学を自らの分に應じて修し、正業の題目受持を資成することを要請した。なぜならば、これによつてはじめて「令法久住」の願業を果たすことができるからである。

先の日臨の説示には元政からの大きな影響が認められ、『如來秘藏錄』や『草山要略』の教示を、元政が自らに對してなした教導として受け止めた日臨の姿が窺えよう。⁽⁷³⁾

一方、弟子の位となる初二三品については、原則として持戒を制するが、その故は、「文句九云初心畏^ハ為^ル三緣所紛動^セ障^チ」修^ニ正業^ヲ、直專持^ニ此經^ヲ、廢^シ事存^ス理所益弘多^{ナリト}已^ト、即其義也^ト」と述べるように、初心の者が兼ねて持戒等の五度を行ずれば成仏の正因である信を妨げるおそれがあるためであり、ただ題目のみを持つことで成仏の利益を得ることができからである。⁽⁷⁶⁾但し、この位においても「戒根有^ツて、喜んで之を修する者には之を許す^ト」⁽⁷⁷⁾と、機の堪不^レよつて判ずべきことが説かれている。そしてさらに、たとえ出家の者であっても、自行・化他にわたつて害がある場合は、戒が制せられることになる。

然初二三品之中有^リ出家^ニ何故制^レ戒^ヲ、自行化他共有^レ害故^{ナリ}、自行害^者見^ニ諸經說^ニ末法相^ニ宛如^ニ符契^ノ、仏既知^ニ甚不^レ堪^ハ何可^レ強^ユ乎[、]化他害^者初学^レ達^ニ開遮^ニ枉^ニ楷律儀^ニ、妨^ニ化他^ヲ、下種失^レ時^ヲ、況人機漸濁強拘^ニ律儀^ニ、堂宇恐^{クハ}廢没^セ、如^レ此之事如^シ知見[、]故但勤^ニ五種妙行^ニ也^{（『臨全』九九頁）}

すでに末法という時の機根は積尊が知見し制しているところであり、ただ題目受持の妙行に勤めることが第一となる。ただ、日臨はこれに続けて「当^レ知内勤^ニ修^シ五種^ヲ外制^ニ肉姪等^ヲ、自余隨^ハ宜加^テ慎可^也、若欲^シ位進^者又不^レ制也^ト」⁽⁷⁸⁾と述べるように、末法という時の機の大判はかくあつても、宜しきに随つて行すべきであり、さらに志をもつて進まんと願う者に対しては、この限りではないと重ねて強調しているのである。

2、六即

『本化別頭教觀撮要』では、さらに受者の位階の説示が続いていき、日蓮聖人の教示を顕露と深秘の二意から釈して

いる。ここでは六即到し、深秘釈において次のように述べている。

深秘^{ライハバ}、自^ニ名字^ニ至^ス妙覺^ニ諸位悉^ク説^ク、有^ハ次位[、]有^ハ無^ハ次位[、]次位約^レ解説^レ之[、]無^ハ次位約^レ信言^レ之[、]而^テ以^テ信決^ニ成^ス仏[、]故^ニ位々皆成^ス即身是^ハ仏[、]所^ノ言^ハ信者^ト於^テ入^ル海人^ニ尚^ホ無^シ淺深[、]又^チ況^ヤ海乎[、]是^ハ決^{シテ}非^ル勸^ル信方便^ニ、久^ク成^ル直機真^ニ若^シ斯^キ矣[、]如^キ水^ニ性^ニ冷^ニ不^レ飲^ル何^ノ知^{（臨全一〇〇頁）}

顕露釈においては名字即を末法の正位とするが、深秘釈では名字即から妙覺に至るまでの諸位を悉く説き、解においては修行の階位を立てるが、信においては立てず、信をもつて成仏を決定する故に修行の階位それぞれにおいてみな「即身是仏」を成ずるといふのである。この信と解の関係については後に触れたいが、この六即到の階位について、さらに「本師日啓上人に奉る書」から詳しくみたい。

高祖判^レ別途^六即^二曰^ク、頭頂^ニ戴^{スル}妙法^ニ時^ハ名字即也[、]聞^テ而^チ修行^{スル}觀行即也[、]伏^ニ惑障^ニ相似即也[、]出^ニ於^ハ化他^ニ分^ニ真即也[、]略^シ文[、]所謂^ハ頂戴^{スル}時者[、]如^キ向^ニ所^ノ引^{ケル}向^ニ記^ト同意^ニ、受^レ戒^ノ時^也、既^ニ受^レ之[、]則^チ向^ニ本^ニ尊^ニ不^レ唱^ル乎[、]既^ニ唱^レ之[、]則^チ不^レ信^ニ自^レ己^ノ心^ニ本^ニ有^ル尊^ニ形^ニ乎[、]是^ハ名^ニ觀^ニ行^ニ即^ニ、此^ノ信^ハ漸^ク深[、]則^チ任^ニ運^ニ不^レ絶^ニ諸^ノ見^ヲ成^セ忍^乎、是^ハ名^ニ相^ニ似^ニ即^ニ、自^レ行^ニ已^ニ滿^ル則^チ不^レ出^ニ於^ハ化他^ニ乎[、]是^ハ名^ニ分^ニ真^ニ即^ニ、理^{即^ト而^ハ究^ニ竟^ニ不^レ今^ニ詮^ニ故[、]暫^ク置^テ而^チ不^レ論^也、雖^ニ如^ク是^ハ次^ニ第[、]本^ト是^ハ不^レ思^議一^{位^也、境^ト与^テ行^ニ本^ニ來^ニ妙^ニ法[、]行^者亦^モ復^シ雖^ニ本^ニ來^ニ自^レ覺[、]凡^ノ情^ハ自^レ見^ニ迷^ニ凡^夫、然^ル持^ニ妙^ニ法^ニ妙^ニ復^ニ性^ニ本[、]無^シ前^ニ無^シ後[、]本^ト來^ニ寂^靜、而^モ受^テ持^{スル}之[、]信^行不^レ能^ク淺^ニ深[、]是^ハ所以^ニ立^ニ妙^ニ位^也、當^ニ知^ル吾^ノ門^ノ順^ニ緣^ノ之^{機^{有^ニ不^レ思^議次^ニ第[、]如^ク弘^法、是^ハ化^ニ他^ノ行[、]至^テ分^ニ真^ニ可^ク方^ニ得^之、如^キ名^ニ字^ニ觀^ニ行^ニ相^ニ似^也、聞^テ權^ノ教^ノ不^レ成^ニ法^華即^チ成^ノ之^{說[、]而^チ堅^ク權^ノ議^ノ受^テ持^{スル}之^{日[、]以^テ要^ス不^レ失^レ耳[、]設^ヒ雖^レ有^ト少^シ化^ニ他^ノ行[、]未^ダ得^テ三^{名^ヲ為^ニ化^ニ他[、]其^ノ進^退無^ク過^ク無^ク不^レ及[、]可^ク得^レ宜^已、鄉^ト來^{所^ノ述[、]本^ト化^{別^頭絶^倒妙^談也[、]六^即唯^信為^ニ依^地、故^ニ名^ニ字^ニ最^ニ下^ニ根^ノ行^{者[、]不^レ得^ニ齒^ニ牙[、]一^{句[、]若^シ深^信深^{志[、]不^レ容^レ偽^{者[、]}}}}}}}}}}}}}

必定於^{シテ}一^ニ生^ニ、入^ル于^ニ妙覺極位^ニ也矣耳（『臨全』二〇六―二〇七頁）

本書では『御義口伝』の説示に基づき、妙法五字の総戒を受戒する時を名字即、これを受け本尊に向かつて唱え己の色心を本有の尊形と信ずる時を觀行即、信心を深くして諸見を絶ち自行を成ずる時を相似即、そして自行を成就して化他に出る時を分真即と規定し、ここから、先の『本化別頭教觀撮要』の説示と同じく、次位・無次位について述べる中で、題目受持の信行を修す順縁の機において不思議の次第があることを主張している。すなわち、弘法といった化他行は分真即に至ってはじめて行うべきものである。名字即・觀行即・相似即は法華獨一成仏の法を聞いてこれを堅く一心に受持する段階であって、たとえ一分の化他があってもこれを化他とは名づけないと、厳しく信行の次第を定めているのである。

本書では右の説示に先立って、日臨の自行化他の精神が説かれており、この六即の次第もこれに依拠したものと見える。

頗有^も自行未^{シテ}滿^セ先^{ニスル}化他^者、大抵他無^レ益亦損^レ己、是名^ニ破敗菩薩^ト（『臨全』二〇六頁）

これが日臨における自行化他の位置づけである。自行の成就なくして化他の功はないことを強く述べている。それ故に自行を専ら表にして、化他はあくまで随力演説の分としたのであったが、すでに述べたように、この精神は草山の立意であり、元政の教えであった。表の③においても挙げたこの文は、日臨自身の言として記されているが、ここにおいても元政からの非常に大きな影響をみるることができる。

a、自行若滿^シ必^ズ有^ル化他^一、豈徒厭^ニ却^{シテ}塵累^ニ耽^ニ著^{スル}閑淡^者哉、斯人遂作^ニ大法柱石^ト、此吾所^レ期也

（『艸山集』四二頁）

b、曰自行則可也、如無利他何、曰利他在自行中（『岬山集』一三三二頁）

c、忍力未滿、強施慈行、所謂擲湯投氷、翻添氷聚、化他無功、却廢自行、名之破敗菩薩、忍力已滿、斯施慈行、所謂無緣無念普覆一切、任運拔苦、自然與樂（『岬山集』一六九頁）

これらはいずれも『岬山集』にみられる説示である。aの文は、元政の友であった一相院日守（日蓮宗淨心寺第三世）に対して宛てられた「南紀澄公に復する書」の一節である。ここでは、自行が成就したならば、必ず化他がそこに含まれていることが示されている。俗世間から離れた生活を送るのもあくまで自行成就のためであり、自行を成就した者こそが「大法」を支える、護法の働きをなすことができるのであって、元政自らこれを期しているというのである。bの文は、妙顕寺時代からの元政の弟子で若二十歳で化した尊中日勝の生き方について綴った「知足庵日勝行状」の一節である。ここでは端的に化他は自行の中にあることを述べている。cは元政が弟子の性孝（後の大中院日孝）に慈忍と名付けた際、性孝の請いに応じてその慈忍の意味を説いた「慈忍説」にみられる一節である。まず冒頭に、菩薩の化他を慈といい、菩薩の自行を忍ということが示され、さらに教示が進む中で、「忍力」即ち自行が未だ成就しないうちに、強いて「慈行」即ち化他を施せば、化他の功がないばかりか、かえって自行を廃することになると説く。そして、これを「破敗の菩薩」といい、自行が成就した後、化他の行に出づることによって、拔苦与樂という真の化他を自然に成すことができると述べるのである。

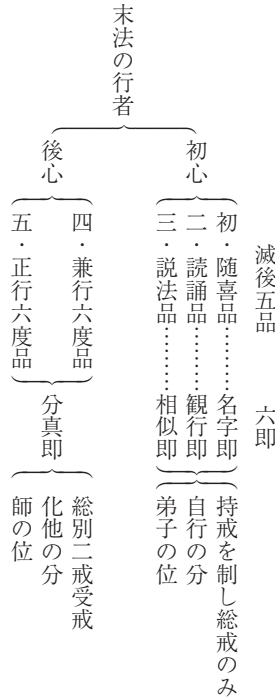
右の三文はすべて本宗の出家の師に対する教示及び記述であり、ここに元政における自行化他の位置づけを見ることができよう。⁽⁸¹⁾

日臨の自行化他の精神は、元政のcの文と全く同じ内容であり、その表現も元政に倣っていることが明瞭である。

表の⑩の文も元政のこうした説示から出たものであり、「宗門の内法」を継ぐためにも、真の化他を成すためにも、まず自行に専念しなければならなかったのである。

3、別戒受持の位階

日臨は、時の適不と機の堪不という大小二判から、総別二戒の受持について論を進め、初心・後心、滅後の五品、六即到約してその受不のありようを示していた。これらをまとめるとおおよそ次の図の通りである。



五品のうち初二三品、六即の名字・觀行・相似の三位が、初心の行者にあたり、この階位は持戒を制止した。ただ総戒の妙法五字のみを信心受持し自行に励む、弟子の位である。ここには、僧俗共に含まれる。

五品の第四五品並びに分真即が後心の行者にあたり、この階位では総別二戒を受持し、自行をすでに成就し化他に出来る位である。この師の位において持戒を含む三学を修し威儀を備えることで、はじめて法をして久住せしめることができるのである。これを大則とし、その他、利根等機の堪え得る場合は、持戒・化他等取捨宜しきを得て一向にすべきではないことは先述の通りである。

本妙日臨における元政の影響（桑名法見）

別戒受持・三学分修の目的は、正業の信を資成し、令法久住という釈尊の大願を継承し実現することにある。

(三) 信と解との関係

先に六即の位階についての説示をみる中で、信と解の二つの立場から次位が論じられ、信においては次位を立つことなく位位に即身是仏を成じ、解においては修行の位階があることが示されていた。また、先には詳しく触れなかったが、受者の位階を判ずる中で日臨は『得受職人功德法門鈔』を引き、五品に配当して末法の行者の位階を論じていた。そこでは、出家者は「信行」と「解了」の二位に大別され、前者にはさらに「始信」「終信」の二が、後者においても「上品之師」「下品之師」の二位があり、信行の位から修学解了の位に次第していくことが説かれていた。⁸³⁾この信と解の解釈は、日臨における受戒の精神について考える上においても極めて重要な問題であり、最後に両者の関係についてみておきたい。

日臨は受持即成にして信の当処に成仏をみている。それは、「謹で思ふに、祖書は末法の妙経なり（中略）若し随順して一句を証得せば、即身成仏掌にあらん」⁸⁴⁾「信心と申すはケ様の文を見て、少しも不疑を云也、かくの如く成がたき成仏が、やすく出来る事は但信心の厚薄によるべし」⁸⁵⁾「忘れても法華経を持つ者をは、互に毀る可からず歟、其故は法華経を持つ者は、必ず皆仏、々を毀りては罪を得るなり」といった信徒に対する教示にみられる通りである。「不疑」とは信の「名」であり、「随順」とは信の「義」である。また、その相として「決定」、性として「淨心」の四科があることを述べるが、一方で信を「信心」と「求推」という二つの面からも捉えている。

成仏は信を以て決定し候、信に二あり、信心と求推となり、信心は無疑曰信也、求推とは、深く甚理をたつぬる

事にて候（『行全に与ふる書』『臨全』一九〇頁）

「信心」とは疑いがないこと・疑わないことで、これは四科の一つ、信の名である。「求推」とは深く真理を尋ねること、解の分、修学解了の意となる。「朝田薩庵に与ふる書」に「信は破惑を主さどり、解は昇進を主どる」というのもこれと同意であろう。

但信無解の者は至心にして速やかに入る、玄覽の聖者は直に本源に達す、故に言語文字にか、はらず、中智の者と分別の者は、少智に惑はされて入る事難し、此人の為に声色の近名を以て、夢想の極理に到らしむ、信は破惑を主さどり、解は昇進を主どる、元品の無明とは疑惑なり、若疑惑断尽せば本化の奥室に入る事敢て遠からざる者乎（『朝田薩庵に与ふる書（其五）』『臨全』一六二頁）

この信と解は右の文脈の中で位置づけられるもので、解の有無に関わらず、ただ信をもって成仏が決定する。元品の無明である疑惑を破すことで速やかに無上道に入るのである。玄覽とは奥深く理を見きわめることで、先の「求推」と同義である。この但信無解の者と玄覽の聖者が、次に「信」と「解」に対置され、解は昇進をつかさどるものというのである。ここから、求推が解の分であり、昇進をつかさどることから次位を立つことが首肯される。

「行全に与ふる書」の信心・求推の説示は、さらに次のように続いている。

但し人々因縁わかれて候へば、必ずしも修行一様ならず、古人は解行兼て得候得共、末代のもは一方はおとれ候、行に力あるものは、三業清浄に精進して是を正行とし、解了は助行とすべし、是は智解うすく身力壯健なる故也、若身力虚弱に智解あるものは、深く学の津を得て、正見幢を立て邪見を摧くべし、此二人異体同心なる時は、能く大事を辨じ候（『臨全』一九〇頁）

これは信と解（智）を相対して論じたものではない。⁹⁸ここでいう行と解は、行・学と同意にして、信と相対するものではなく信心より発したものである。日臨の次の説示と合わせて考えるべきであろう。

宗門の大事は、宗致の三秘宗教の五事、此八条唯一言の南無妙法蓮華経なり、了簡分別決して無益なり、但し学文は助道の方便なり、少しもをこたり玉ふべからず、故に御書にも、自行の安心を定むる時は別の才覚無益なりと曰ひ、化他の助道を進め玉ふ日は行学の二道をはげむべし、行学なくんば仏法はあるべからずと仰られたり（中略）本化の極談、何ぞ言語観解を以て得たりとせんや、但不思議の妙法を、不思議の信心を以て、不思議に証するのみ（『朝田薩庵に与ふる書（其六）』『臨全』一六三頁）

三秘・五義はつまるところ南無妙法蓮華経の五字七字を詮顕するもので、この妙法の信心受持の重要性が説かれている。それに対して了簡分別・言語観解は否定されるが、学問は助道の方便として勸奨され、化他に出づる時は助道として行学の二道に励み、もって仏法を相続することができる。これは『諸法実相鈔』の説示に依拠しており、信心より起こった行学でなければならぬ。

したがって、「行全に与ふる書」の一節は、末代においては行者の機根も劣るために、自らの分に応じて、行学相い資け修行すべきことを説いたものといえるであろう。そして、信に二ありとして求推を挙げたことは、解は信により生じたものでなければならぬことを規定したもので、信の解であり、信心の行学なのである。信を措いた解は、全く無益であり捨て去られるべきものとなる。これは四信五品の説示の如く徒浅至深にして、信から解が起こり昇進していくものと考えられる。⁹⁹

このように信と解（智）の関係を捉えた上で、日臨の三学論が説かれた次の一節をみたい。日臨の兄弟子であり授

戒の弟子である最誠に宛てられた書である。

於_レ我_レ仏法_ニ如_レ語_レ信者或不_レ知_ニ戒定慧_ニ亦類_ニ于此_一、何_レ也信者所謂隨_ニ順_ニ仏語_ニ信_ニ受_ニ実_ニ相_ニ、若_ク熟_ニ順_ニ仏_ニ理_ニ則_ニ自_ニ具_ニ三_ニ学_ニ、故_外於_ニ三_ニ学_ニ而_レ語_レ信者其_レ欠_{タルコト}可_レ知_ニ矣、雖_モ然_モ巨_ニ稱_ニ爲_ニ具_ニ足_ニ信_ニ而_レ至_ニ於_ニ其_ニ一_ニ念_ニ与_ニ法_ニ仏_ニ冥_ニ合_ニ上_、則_レ亦_レ何_レ不_レ稱_レ信、但是信之偏小者也、要_レ之在_ニ下_ニ士_ニ婦女_ニ之間_ニ則_レ可_レ矣、在_ニ大_ニ人_ニ開_ニ士_ニ則_レ欠_レ矣、若_ク至_ニ其_ニ上_ニ達_ニ之_ニ士_ニ反_レ常_レ合_レ道_行於_ニ非_ニ道_ニ通_ニ達_ニ仏_ニ道_ニ則_レ所_ニ我_ニ不_レ知_ニ也（『最誠兄に与ふる書（其七）』『臨全』一九九頁）

これも智慧に約して信と三学とを弁じて信を愚者の行と論じたものではない。⁽²⁾ここでは、信と三学の關係が示されており、三学を自ら具すものを具足の信、三学を欠いた信を偏小なる信と述べている。これはすでに論じた五品の位階によって解釈すべきもので、下士・婦女は初二三品の弟子の位、大人・開士は四五品の能化の師の位である。所化の位には戒等の三学は制せられるが、化他に出づる師には三学を修すことが求められたのであり、三学を具すことで師としての働きをなすことができるのである。本書は出家の師を対告として、堅く信心を持ち進んで三学を修すことを説いたものと考えられる。

また、これを特に「信心」「求推」に配当するならば、「隨_ニ順_ニ仏_ニ語_ニ信_ニ受_ニ実_ニ相_ニ」が信心に、「熟_ニ順_ニ仏_ニ理_ニ則_ニ自_ニ具_ニ三_ニ学_ニ」が求推となろう。今、右においては、日臨が相手に対してなした教示ゆえ、三学が求められるという表現をとつたが、日臨自身に即するならば、ここに記されたように信より出づるが故に自_レから三学を具すという表現がより適切である。

日臨の三学論を考察するにあたっては、元政の三学分修の思想を描いて考えることはできない。特に、『艸山集』載録の「艸山仏殿縦三丈広四丈土階艸覆其制甚質当_ニ仏_ニ誕_ニ日_ニ而_レ落_ニ師_ニ因_ニ示_ニ衆_一」の説示は、元政の三学主義をみるに最も適

切であるとされ、日臨に対しても大きな影響を与えたことが窺えるが、ここでは先にも言及した『政公語艸』の説示を挙げておきたい。

一常ニ我身ヲ仏ト思フヘシ、信ヲ發スヘ（二丁裏）

シ、上機ナラハ法身仏、中機ナラハ報身

仏、下根ナラハ応身仏ノ三十二相、即吾

身ニ具スルコトヲ觀スヘシ、殊ニ坐禪ノ

時ニ觀スヘシ、

一吾ヲ仏トダニ眞実ニ思ハ、カリニモ

卑劣ナルコト行フマシキコト也、タトイ心

ニ志念ヲコルトモ、其マ、慚愧ヲ生シ、

仏ノ身ニ如此ノコト有シヤト思ヘ、是即

円教ノ慚愧ナリ（二丁表）

日臨は本書を元政が自らに対して要請した教えとして重く受け止めていた。二つの項目に共通しているのが自身が仏であるという強い自覚をまず持つべきであるということである。そして仏という自覚を持ったならば、常に我が身を省みて仏としての振る舞いをなさなければならないというのである。

日臨に信の当処に成仏が決定するという強い自覚があったことは繰り返し述べてきたところであり、これまでの引文からも現に題目受持者を仏とみていたことが明らかである。信心が決定し、その自覚をもったならば、自然と仏と

しての振る舞いをなすべく戒を持ち三学を具すことに進んで行く、信を起点とした行・学の実践のありように、このような過程を見ることができるのである。

五、おわりに

以上、本稿においては、本妙日臨における元政からの影響を、受戒の作法とその精神に視点を置き、筆者の深草瑞光寺における研究調査の成果をも踏まえながら考察を進めてきた。最後に、日臨自身の自誓受戒の意義について考察を行い結びとしたい。

日臨は元政の行儀に拠り本門自誓受戒の作法を整え、本門大戒として総戒の南無妙法蓮華經、そして別戒の本門十重禁戒を受戒した。別戒の受持が認められるのは原則として、滅後五品では第四・第五、六即では分真即位、信力堅固にして自行を満じ化他に出づる師に対してである。したがって、この戒を自ら受けるということは、そこに能化としての強い自覚と、俗を能く導くためにも持戒によつて威儀を備えるという意図が認められる。

これは、受者の位階の説示に基づいた通途の解釈である。では、日臨は自誓受戒を行つて初めて持戒を含む三学を修したかという点と決してそうではなからう。在家者に対してまでも随力演説の精神で力の及ぶほど持戒に心がけることを強く勧め、自らは護法の志を持ち、宗祖の跡を継ぐため身命を宗祖に捧げ、自らの分に応じて三学を修していた。それは仏としての自覚・強い信がある故に、仏としての振る舞いが自然となされるからである。この仏としての振る舞いが、内には自行としての三学分修に、外には誓願継承の化他行として表れ出るのである。飯高退檀の後、身延に入つて間もなく立てたとされている『自警』には、「任重クシテ道遠シクシテ遠シクシテ顧ミ本願ヲ」⁹⁶という日臨の自覚——自身の任と、信

から生じた行学——がよく表れている。この自覚がさらに高まり受戒作法に進む、その必然性が認められるのである。⁹⁷

ここにおいて、この任を全うするためにも、自ら誓って総別二戒を受持する作法に出たものと考えられる。この受戒作法の中には「三学田備^シ」⁹⁸とある。これはさらに慎重に考えていかなければならないが、「三学分修」から「三学田備」に、或いは階梯が認められるものかもしれない。

こうして、力を尽くして道場を莊嚴し、本仏釈尊、本化上行、文殊弥勒をはじめ、十方応化無量諸仏、本化迹化諸大菩薩以下、一切の諸天善神等を勧請して受戒したわけであるが、ここでさらに、妙法五字の総戒を改めて受戒する意味を考えたい。総戒の妙法五字は名字即位においてすでに受戒しており、そこから分真即に至って許される持戒は、五字以外の別戒を指すものである。それを改めて五字を総戒として受持し、その上に重ねて別戒を受けるという作法をとっているのである。

日臨においても、元政においても、別戒を含む三学を受持して期するところは「令法久住」であった。この釈尊の勅宣に起ち上がり、本仏釈尊の大願業の担い手として寿命品所顕の大法妙法五字を結要付嘱されたのが、本化地涌菩薩である。ここにおける別戒受持・三学具備の目的は、あくまで法をして久しく住せしめ、一切衆生を救済する、その使命を果たすことにある。したがって、この勧請諸尊の御前において自ら誓い、本化上行菩薩を伝戒師としてこの五字を正式に受けるとは、自身が本化の菩薩としてこの大任を継承する者であることを、法界に向かって宣言することであり、本仏釈尊の勅命を受けた末法の導師の一人として正式に一切に認められた者という、自己の正統性が示されるのである。このような儀式を経ることで、地涌の菩薩の一分として真の化他を行うことができるものであろう。別戒受持はこの五字を弘通していく上での助行となるものである。五字をこのような作法によって受けることに大き

な意義があるものと考えられるのである。まさに信力堅固にして、本化地涌の自覚のもと本仏釈尊の願業を継承して化他に出でんとする受戒であつたといえよう。

なお、本稿は日臨における受戒について主眼を置いたものであり、元政及び慧明日燈の受戒思想については、さらに別稿を期したい。このように、日臨また元政の戒観について研究を進めていくことは、小松邦彰氏が日蓮教学史上「戒法・戒体・戒相などについて論じたのは日隆・元政・日臨等にすぎなかつた」と指摘する⁹⁹⁾ように、日蓮教学史上における戒について考える上においても資するところがあろう。

本妙日臨における元政の影響（桑名法見）

【表】本妙日臨にみる元政の影響

	述作年時	書名	本文	引用元	出典
①	文化十二年正月五日	朝田薩庵に与ふる書 (其の二)	所詮学は根源を究むべし、根源を究むるに、只本化の玉章とす	「与浄心澄公書」「惟学也者要直窮乎根源矣」五六二頁	一五二頁 ^(四)
②	(文化十二年)正月五日	川越屋外二氏に与ふる書	中々人を教ゆるやうなる身にはなく候へ共、随力演説のコ、ロニテ候、しらぬ事はいくらもあるべし、知たる事はおしへ申べし 頗有 ^モ 自行未 ^{シテ} 満先 ^ニ 化他 ^ヲ 者、大抵他無 ^ニ 益亦損 ^レ 己 ^ニ 、是名 ^ニ 破敗菩薩 ^一	「避雨紀譚」五〇九頁 「又」四二頁、「知足庵日勝行状」一三二頁、「慈忍説」一六九頁等	一五一頁
③	文化十三年二月三日	本師日啓上人に奉る書	本より昇階立身の願もなく、又病身ニして寺のやくもつとめ難く候ニ付て、一切世間を打捨、元政上人の風儀をしたい候て艸山ニ隠居仕候 又法門の事ハ私ニおいてハ異風なる事少しもこれなく、尤草山の風儀を学び候		二〇六頁
④	(文化十三年)七月十四日	金井道場より長谷信徒に与ふる書 (其一)			二〇八頁
⑤	文政元年十一月	本尊一幅	文政元年冬十一月焚香加懐奉持書写焉汲霞谷派		『醒悟園叢書卷一』増補「一頁

⑥	(文政二年) 年	深草平樂庵より長谷信徒に与ふる書(其十三)	然ハ野生事伯州不契ニ付、関東へ相下ル積リニテ候処、菴主達而留られ候ニ付、艸山瑞光寺も余り静ニも無之候間、霞谷へ庵を立申候、是ハ則チ元政上人之閑居竹葉庵ニテ候、先かりニ再興致し候	二二二頁
⑦	文政二年 四月七日	本門自誓受 戒作法草案	日燈師之勸請者兼ニ備本迹一、但シ三大秘法辨中不レ、或又ニ有別意一歟、開山本門大戒牒亦如レ是、(中略)此本尊兼ニ得上本迹二門一者、一証者十方応化無量諸仏也、一伴者本化迹化諸大菩薩也、開山之勸請亦応レ如レ是、開山之自筆未レ拜定有レ之歟	一一九頁
		問第五燈師之本尊有ニ一証伴及推ニ開山之意一因レ何言レ之、答両師者瀉瓶之師弟也、故源流互推、開山本門大戒云、勸請十方応化無量諸仏本化迹化諸大菩薩唯願降臨道場文、予初疑謂於此一大事本門戒作法一勸請之相疎略者何乎、盍ニ別請ニ久成尊一乎、後拜ニ燈師之勸請一得ニ其意一、先於道場懸ニ本尊一而後請ニ一証伴一者也、故予互推レ之	就レ中艸山勸請兼ニ本迹一最為ニ綿密、故今憑レ之	一一二頁
				一一三頁

本妙日臨における元政の影響(桑名法見)

<p>疑曰、若爾自誓是正意、艸山何立伝戒乎、答所謂伝戒転伝戒之義歟、由自不知方故託先受之師受之、是即末代先易行故、況復有結縁戒之人哉、若伝戒若自受共請生身积尊云云</p>	<p>元政『本門大戒』 「戒相」 夫本地難思大戒者、久遠如来之所護持、本化菩薩之初伝来也、具一切戒、摂一切善、所謂人天五戒十善、小乘二百五十戒、菩薩三聚浄戒、十重禁、四十八軽戒、及迹門大戒、三如来衣座室戒、身口意誓四安楽行戒等、尽在其中矣、經云此経是十方諸仏眼目、因由是法自然成就五分法身戒定慧解脫解脫知見、諸仏如来從此法生、又云此経難持若暫持者我則歡喜諸仏亦然名持戒行頭陀者則為疾得無上仏道、如来誠諦之語深信之、我弟子今受得大戒、自今已往尽未来際設墮地獄受無量苦、終不毀謗諸仏正法、能受持之</p>	<p>一一三頁</p>
<p>次正受戒 （中略）我今於三宝所求受妙法本円本地仏戒、如此大戒者久遠如来之所護持、本化菩薩之所伝来、具一切戒、摂一切善、所謂人天五戒十善、小乘二百五十戒、菩薩三聚浄戒、十重禁、四十八軽、及迹門大戒三如来衣坐室戒身口意誓四安楽行戒等、尽在其中矣、經云此経是十方諸仏眼目、因由是法自然成就五分法身戒定慧解脫解脫知見、諸仏如来從此法生、又云此経難持若暫持者我則歡喜諸仏亦然名持戒行頭陀者則為疾得無上仏道、如来誠諦之語深信之、我弟子今受得大戒、自今已往尽未来際設墮地獄受無量苦、終不毀謗諸仏正法、能受持之</p>	<p>元政『本門大戒』 「戒相」 夫本地難思大戒者、久遠如来之所護持、本化菩薩之初伝来也、具一切戒、摂一切善、所謂人天五戒十善、小乘二百五十戒、菩薩三聚浄戒、十重禁、四十八軽戒、及迹門大戒、三如来衣座室戒、身口意誓四安楽行戒等、尽在其中矣、經云、此経是十方諸仏眼目、因由是法、自然成就五分法身、戒、定、慧、解脫、解脫知見、諸仏如来、從此法生、又云、此経難持、若暫持者、我則歡喜、諸仏亦然、是名持戒、行頭陀者、則為疾得無上仏道」</p>	<p>一一九頁</p>

		<p>次略法誓受 (中略) 第一不殺生戒 不作一切事理殺生、久遠 如來之所護持本化菩薩之所傳來、我今自誓受得、 從今身至仏身於其中間不得毀犯能受持之、三宝慈 悲護念、三説</p>	<p>元政『本門大戒』 「第一不殺生戒、不作一切事 理殺生、久遠如來之所護持、 本化菩薩之所傳來、我今授汝、 從今身至仏身能持否、能持」</p>	<p>一三〇頁</p>
<p>⑧ 文政二年 九月</p>	<p>艸山高祖讚 一軸</p>	<p>右高祖讚艸山元政上人之撰末流杜多本妙応于中善 優婆索迦之需慎敬書焉時文政己卯九月也</p>		<p>二八一頁</p>
<p>⑨ 文政三年 四月八日</p>	<p>醒悟園記</p>	<p>時々読^ニ受戒作法艸山要文等^ヲ、清淨^ニ心常^ニ一^ニ、請^フ 勤^メ之^ヲ</p>		<p>卷頭図版</p>
<p>⑩ 文政三年 六月二日</p>	<p>某尊者に上 る書</p>	<p>但艸山の風を慕ひ候故、東之方には人多く知り不 申候故か、京都大阪にては、艸山を存居候故、珍 しく思ふ人も無之候、然らば艸山に居るべきに候 へ共、此節之艸山の風、野生の心には叶不申候故、 延山へ帰候、且艸山開祖の立意は、宗門の表をば 諸山之官僧に任て、艸山之一派は宗門の内法を相 続する意にて候、是を表具の表莊嚴とら打とに 譬られて候(中略)然れば真隱を好む者は艸山の 風よろしく、下種結縁を好むものは諸山の風に</p>	<p>㊦開祖法語(第五世日充 筆)・㊦政公語艸(離幻筆) 一丁裏「一今世説法人ナク、 仏法弘マラスハ、吾不肖ナリ トモ、世ニ出テ、随力ノ化導 スヘシ、亦化導多キ世ニハ、 随分自行ヲツトメテ、宗旨ノ ウラウチヲセヨ」</p>	<p>一八五〜六 頁</p>

本妙日臨における元政の影響(桑名法見)

	<p>よろしく、或は祈祷、或は義学、文学、読誦、塔寺之建立等、其好むところに随つて施せば、衆生各其好む所より入来候故、多人集て一事を成ずるなれば、化導易かるべく候歟</p>		<p>一八六頁</p>
	<p>又艸山なそは実に昔の影もなき事に候へ共、何となく今に他山よりは信ずる人もある体に候、公家武家等もかろしめ少なき様子にて候、又要敬日幹師も右近の将監殿にて、諸本山には律院あるが宗門にはありやと問はれたる時、延山に清閑坊ありこれ律院なりと答えられて其座もよろしかりける間、これも宗門の道具なりと茗話の中にて見あたり候、其清閑坊は同広日中師の開基にて候、師は艸山元政師の親友にて候、今に鉄鉢錫杖にて山中托鉢の像かの坊に有之候</p>		<p>一八七頁</p>
	<p>又野生事を人々二乗根性の様に申候、これは尤の事に候、はじめ申如く艸山は宗門の内法事觀の妙処をつががために、世縁をさけてひまを得んが為に、自行を専ら面にして化他は随力演説の分と云はれ候跡を学び候間、表には其相をあらわし候へども、底意は護法の心盛んにて候</p>	<p>「与浄心澄公書」五六三頁 「避雨紀譚」五〇九頁</p>	<p>一八七頁</p>

⑫	不明	最誠兄に贈る書(其五)	<p>観即色心トハ、総勘文鈔<small>三十四ノ</small>無想ノ極理トハ○心蓮台也マテノ意也、観即心色トハ、同抄<small>三十四</small>然以金剛不壞○本有常住也本覺ノ如来マテノ意也此法門一大事也能々研覈可然候</p>	「示行首」五七五頁	一九八頁
⑪	正月五日	最誠兄に贈る書(其三)	<p>修学は道行の余にて候へば、一文一芸を空中の小蚬と見下して、然も法門無尽誓願知の願を御忘れなきこと希ふ所に候、政公の云く、仰観<small>二</small>仏境界<small>一</small>、清静両無<small>レ</small>比、常照而寂然、非観亦非<small>レ</small>止、或示<small>二</small>諸仏相<small>一</small>、或現<small>二</small>如来使<small>一</small>、吾要<small>レ</small>得<small>二</small>此道<small>一</small>、此志入<small>二</small>骨髓<small>一</small>、一生離<small>二</small>風塵<small>一</small>、直至<small>二</small>無上土<small>一</small>と、非観非止とは詩に声々呼醒己心仏、箇々分明勝<small>二</small>止観<small>一</small>の心なり、深く行して其妙を得ること、無量劫の一遇なるべく候</p> <p>十二因縁の初目、如何か着眼し、如何か観破被遊候や、三観三千の行門は、順逆二事の中に向て練磨することに候、故に古人も豪傑丈夫具<small>二</small>一切無明煩惱<small>一</small>、偏向<small>二</small>冰凌劍鋒上行<small>一</small>、非<small>二</small>冰凌劍鋒<small>一</small>不<small>二</small>能<small>レ</small>鑄<small>二</small>無明煩惱<small>一</small>成<small>中</small>菩提般若<small>上</small>故也と云れ候、艸山も即身成仏方法は師と仰せられ候、兎角世事一切順逆の中に、智剣をみがき候こと肝要に候</p>	「十樂詩」四五三頁 「自讚 慧明請」五七一頁	一九五〜六頁 一九六頁

本妙日臨における元政の影響(桑名法見)

<p>⑬</p> <p>不明</p> <p>忍艸雜記・ 受不受論</p>	<p>謗家施可^レ受歟否歟、古先決^レ之曰、呵責謗法之日、何受^二一塵^一、矧可^レ与^レ乎、方便引接之時、尚可^レ与、矧不^レ受乎、是則風流之美談也矣</p>	<p>「慈說一」五四三頁取意</p>	<p>一八頁</p>
<p>⑭</p> <p>不明</p> <p>教觀譬林・ 声字実相</p>	<p>艸山序^三妙經^二曰夫一心之妙散^一而為^レ語言^ト一結而為^レ文字^ト、語言及文字祇是一心之妙焉耳矣</p>	<p>「妙法蓮華經新註叙」五七〇 一頁</p>	<p>二四頁</p>
<p>⑮</p> <p>不明</p> <p>教觀譬林・ 感心道交</p>	<p>深信^ニ自身是仏之妙^一、念念曾無^レ間則感心道交^シ諸仏為^二加持^一見^二本來面目^一</p>	<p>「十樂詩」四三三頁</p>	<p>二四頁</p>
<p>⑯</p> <p>不明</p> <p>教觀譬林・ 即身成仏</p>	<p>古人觀^ニ水輪^一徧身化室中水湛然焉、白骨觀^ノ之人凝^レ念緣^ニ白骨^一久々骨放^レ光也、信^ニ自身是仏^一漸入^ニ於佳境^一、淺深是異其揆可^レ例、嗚呼骨光融身尚難^ホ矣哉</p>	<p>「十樂詩」四五三頁</p>	<p>二六頁</p>
<p>⑰</p> <p>不明</p> <p>教觀雜篇 二七</p>	<p>艸山自言^ニ非^ニ穿鑿^一之力^一（艸山集）、又曰以^二一段工夫^一得^レ之（震合法言）、則知^レ是因^二修觀^一而得^レ之矣、然是一家大闢、不合^二祖文^一誰信^レ之、今欲^レ拳^二祖文^一多非^二一二^一、且總勸文云我身心性寂光極樂、即是即^レ色心也、說順^ニ迹門^一、又云以^二妙法^一五字^一造^二人身体^一也、是即^レ心色也、說順^ニ本門^一、燈師以^二後文^一釈^二即^レ心色之句^一真是^レ法之師也、此十六字以^二十樂詩言^一即身作仏自身仏^一解^レ之、艸山古來為^二口決^一、其義可^レ知</p>	<p>「示行首」五七五頁 B248「開祖法語（第五世日充筆）・B282政公語艸（離幻筆）三丁表「觀即色心是為理觀觀即色心色是為事觀、此十六字、吾一生ノ工夫、始得之」 草山集四五二～三頁</p>	<p>三五頁</p>
<p>⑱</p> <p>不明</p> <p>事觀自問端</p>	<p>（七七）問云何觀^二即^レ色心^一、云何觀^二即^レ心色^一</p>	<p>「示行首」五七五頁</p>	<p>六頁</p>

<p>②1 不明(文 化十四年 春以降)</p>	<p>②0 不明</p>	<p>①9 不明</p>
<p>本化別頭教 觀攝要</p>	<p>眼海濤波 一一</p>	<p>眼海濤波 一一</p>
<p>二明三戒法、乃有レ二、一總戒、二別戒、初總戒者、夫本地難思大戒者、久遠如來之所護持、本化菩薩之所云來也、具一切戒、撰一切善、所謂人天五戒十善、小乘二百五十戒、菩薩三聚淨戒十重禁四十八輕戒、及迹門大戒三如來衣座室戒、身口意誓四安樂行戒等、尽在其中一矣、經云此經是十方諸仏眼目、因由是經自然成就五分法身戒定慧解脫解脫知見、諸仏如來從此法生、又云此經難持若暫持者、我即歡喜諸仏亦然、是名下持戒行三頭陀一者、則為疾得無上仏道已上經文</p>	<p>宗門緊要に云徹上徹下云云弘決五中十三云問此三千為三初心觀後心亦觀答初後不二也</p>	<p>事觀理觀の事一家の大関なり(中略)理觀は心を觀じ事觀は色を觀するなり即ち無作三身を觀するなり猶能觀は両家俱に心なり所觀は色心の別あるなり色心不二は勿論の事なれども其上に別して心をとると色をとるとが両家の別ある所なり是が能々合点ゆけば天地遙に殊なる事も分明なる事なり</p>
<p>宗門緊要二丁表</p>	<p>「示行首」五七五頁取意</p>	<p>四四頁</p>
<p>元政『本門大戒』「戒相」(7) 参照</p>	<p>宗門緊要二丁表</p>	<p>四四頁</p>
<p>九四(五頁)</p>	<p>宗門緊要二丁表</p>	<p>四四頁</p>

本妙日臨における元政の影響(桑名法見)

<p>②②</p>	<p>不明</p>	<p>礼誦回向文 〔勸請〕</p>	<p>南無平等大慧一乘妙法蓮華經 南無久遠実成釈迦牟尼佛 南無證明法華多宝世尊 南無尽法華經中及十方応化無量諸佛 本化迹化諸大菩薩 梵釈日月五番善神 天照太神 正八幡宮 七面大明神等 此土上界護正法者 龍樹天台伝教等 瞻浮伝燈諸大開士 末法大唱導 本化上行高祖日蓮大菩薩 六聖十八尊九師 日朝上人 日遠上人 日政上人等 担荷妙宗歴代弘範（一礼）</p>	<p>尚者高尚、卑劣者卑劣、斯之謂歟已上</p>	<p>艸山云觀即色心為之理觀、觀即色色心為之事觀、已上、解曰上之八字色為能即心為所即、下之八字心為能即色為所即、初色因縁所生假名、後色遠離法然之相、是誠玄中玄秘中秘、雖爾尚深秘宗印矣、重相承故歟、不可言及故歟</p>
				<p>「遊鷹峰記」八五〜六頁</p>	<p>「示行首」五七五頁</p>
	<p>一三九頁</p>		<p>頁 一一〇〜一</p>	<p>一〇八頁</p>	

⑳	不明	息心銘				二九四頁
㉑	不明	草山要文 一卷				二九四頁
㉒	不明	題目和談抄 三卷 ^(註)				二九四頁
㉓	不明	草山詩 一 面	心寛遺地遍云々		「示侍童八偈 四」三四八頁	二八一頁
㉔	不明	草山高祖讚 一軸	靈山別付独濟濁末／踏遍險危欲死復活／塵尾雨灑 唄音雲遏／諸天龍神聽法蹙渴／如何讚如何讚南無 ／本化上行菩薩／高祖讚 草山妙子題 ^(註)		「高祖讚」五七二頁	二八一頁
㉕	不明	草山御歌 一軸	何故に くだきし骨の名残ぞと 思えば袖に 玉 ぞ散りける		『身延行記』中之卷七〇頁 (日宗本)	巻頭図版・ 二八一頁

※述作年時が不明なものが多く、年時が記されているものはその年月日を、記されていないが年代が推測できるものは括弧で、また判明しないものは不明と記した。「書名」は、『臨全』所収の記載に従い、日臨において元政の影響がみられる箇所を「本文」に挙げ、特にその典拠が判明する場合、その文献と引用箇所を「引用元」に示した。草山集の頁数は平楽寺編集局編『草山集』(平楽寺書店、一九三〇年)に拠っている。頁数のみの記載は同書を指す。「出典」は『臨全』の頁数或いは掲載箇所を示している。

※本表は本稿考察の上で作成したが、今後さらに補い充実させていきたい。

この他、回向文(『臨全』一四〇～一四四頁)には、「編者云、醒悟園叢書二或ハ他作カト註シテ収載シタレドモ全ク草山上人ノ作ニシテ、其遺帳現存ストハ稲田海素氏ノ説也」(『臨全』一四〇頁)とある。この回向文は恐らく「遺

物現在目録」述作の部に挙げられる「回向引導文集」一卷（『臨全』二九三頁、初出は明治四十三年刊の『醒悟園叢書』第一卷）にあたるものと思われ、日臨自筆本が当時醒悟園に現存していたことがわかる。稲田氏が述べるように、ここに挙げられた回向文はいずれも元政筆の『過現帳』に記載があり、同書は瑞光寺に現存する。したがって、日臨は平楽庵在住の折に、瑞光寺に伝わっていた過現帳からかかる回向文を書写したものと考えられる。

また、右回向文に続けて収載される引導文並註も、目録記載の「回向引導文集」に含まれるものと思われるが、音馬氏は「本文草山上人作也トノ稲田海素氏説アリ、草山十二世台巖律師筆写中ニ本妙日臨和尚導論文ト題シテ同文アリ」（『臨全』一四四頁）と記している。本引導文についての詳細は不明だが、日臨と元政両者の関係が窺える資料といえよう。

注

- (1) 望月歛厚『日蓮宗学説史』（平楽寺書店、一九六八年）四六八、四八三、四八九頁等。日蓮宗事典刊行委員会編『日蓮宗事典』（日蓮宗事務院、一九八一年）「本化律」七〇七頁等。
- (2) 望月歛厚『日蓮宗学説史』、茂田井教亨「日蓮教学体系への動向」（宮崎英修編『近世法華仏教の展開』平楽寺書店、一九七八年）等参照。
- (3) 望月歛厚『日蓮宗学説史』八四九頁、日蓮宗事典刊行委員会編『日蓮宗事典』六四二頁等。
- (4) 小野文珧「本門自誓受戒」について（『印度学仏教学研究』第二八卷第一号、一九七九年）。
- (5) 小野文珧「醒悟園の思想と信仰―近世日蓮宗教学の研究より―」（『印度学仏教学研究』第三七卷第一号、一九八八年）。
- (6) 特に日臨の戒観について触れた佐藤英煌「日臨の戒律観」（『日蓮教学研究紀要』第二八号、二〇〇一年）はこのような立場から本書を考察の対象から外している。その他、望月歛厚『日蓮宗学説史』「本妙日臨の宗学」にて日臨の戒体・戒法について論じた箇所においても、本書は若干言及がみられる程度であり、執行海秀『日蓮宗教学史』（平楽寺書店、一九六

九年)にても同様である。

(7) 音馬実藏編『本妙日臨律師全集』(平楽寺書店、一九四二年) 一一三頁。

(8) 右同。

(9) 「醒悟園記」『臨全』巻頭。

(10) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一一九、一二二頁。『臨全』所収の本『草案』は、大正四年発行の本妙律師追慕會編『醒悟園叢書卷二著作集』を収載したものであるが、すでに『醒悟園叢書』において「日慧」の記載になっている(一六八、一七〇頁)。

(11) 小野文珧「醒悟園の思想と信仰—近世日蓮宗教学の研究より—」二二四頁。

(12) 拙稿「草山教学の継承——本妙日臨における元政と慧明——」(『印度学仏教学研究』第六八巻第二号、二〇二〇年) 参照。

(13) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一二二頁。

(14) 日臨における元政と慧明の位置づけについては、拙稿「草山教学の継承——本妙日臨における元政と慧明——」を参照されたい。

(15) 最誠「為『本妙律師』修『法会』願文」『臨全』一三三頁。

(16) 右同。

(17) 「金井道場より長谷信徒に与ふる書(其二)」『臨全』二〇八頁。

(18) 右同二〇九頁。

(19) 望月歆厚『日蓮宗学説史』四八六頁。また、浅井要麟氏は「元政上人」において、この日臨の一文と同書状の文を借り、もって元政の宗学の態度の核心としている(『艸山拾遺』上巻、本満寺、一九七八年、一〇頁、初出は一九一七年)。

(20) 平成九年度より国文学研究資料館による悉皆調査が瑞光寺において行われ、蔵書の全容がほぼ明らかになっている(ただし「瑞光寺文書」や版本等一部の資料を除く)。収蔵状況や資料については、村木敬子「研究報告」瑞光寺所蔵古典籍資料調査について 附 同寺所蔵『亡羊子東遊記』——紹介と翻刻——(『調査研究報告』第三三号、国文学研究資料館、二〇一三年)を参照。

本妙日臨における元政の影響(桑名法見)

- (21) 『教観雑篇』二七、『臨全』三五頁。ただし、『臨全』にみられる「霞谷法言」の書名の注記が、日臨によるものか、編者によるものかは不明。
- (22) 『艸山集』五六三頁。
- (23) 『艸山集』五六二頁。
- (24) 「朝田薩庵に与ふる書（其三）」『臨全』一五七頁参照。
- (25) 本文中においても表の⑬『教観雑篇』に、この『政公語艸』からの引用が見られることに触れたが、この箇所は日臨が非常に重視し諸処に引用・言及がみられる「草山十六字」について述べられたところである。この草山の立意、自行化他・随力演説の精神とも合わせて本書からの影響の大なることがわかる。なお、草山の十六字については、拙稿「草山教学の継承——本妙日臨における元政と慧明——」を参照されたい。
- (26) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一一八頁。
- (27) 右同一一九頁。
- (28) 右同一二〇頁。
- (29) 「鳴滝日英上人伝」『本化別頭仏祖統紀』（本満寺、一九七三年）四六九頁による。
- (30) 「朝田薩庵に与ふる書（其三）」『臨全』一五五頁。
- (31) 「朝田薩庵に与ふる書（其六）」『臨全』一六四頁。
- (32) 「朝田薩庵に与ふる書（其十六）」『臨全』一八一頁。
- (33) 「深草平楽庵より長谷信徒に与ふる書（其十三）」『臨全』二二二頁。
- (34) 「慧明」の印を有した日燈の受戒本尊は、池上本門寺にも所蔵される。池上本門寺靈宝殿編『深草元政聖人と池上』（池上本門寺靈宝殿、二〇一七年）五二頁参照。法量は三四・六×一六・四センチメートルである（同書七九頁）。
- (35) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一二〇頁。
- (36) 拙稿「草山教学の継承——本妙日臨における元政と慧明——」を併せて参照されたい。
- (37) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一二六～一二七頁。
- (38) 草山の『本門大戒』は、廣上塔貫『草山元政和尚の戒律』（大慈林サンガ、一九八四年）に翻刻されている（五五～五七

(頁)。ただ、廣上氏は「安永六丁酉年十月十三日、謹写の瑞光寺秘蔵の写本に依りて公表する」(同書五五頁)と記すように元政自筆本に拠ったものではなく、元政自筆本とは若干の字句の異なりがみられる。

(39) 注(20) 参照。

(40) 管見の限りでは、瑞光寺には天明九年(一七八九)二月朔日付の「本門授仏大戒牒」(瑞光寺文書46)がある。法量は縦二九・二センチメートル、横四四・三センチメートル。より簡略化はされているが、総戒・別戒の後に、「久遠実成釈迦牟尼仏／本化別頭上行菩薩／日域高祖日蓮大士／伝戒師 日政和尚」と続き、さらに「第五転嗣法日真」と記され、最後に「伝授 是忍日慈法」とある。なお、慧明日燈の筆とみられる『授仏戒受者名録』(分類番号B2678)等も瑞光寺には存しており、慧明の戒観等を含め、今後さらに考察を行っていききたい。

(41) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一一八頁。

(42) 右同一二〇頁。

(43) 右同一一八頁。

(44) 右同一二二頁。

(45) 右同一二二頁。

(46) 本受戒本尊は、室住一妙師が所蔵していた本妙日臨関係の写真資料の一つである。所在地、法量等詳細は不明。日臨の自署花押捺印等を欠くが首題の筆致等からも日臨の図頭によるものと認められ、脇書から文政二年四月八日の図頭であることが窺える。日臨は、『本門自誓受戒作法草案』を同年四月七日に草し弟子の行全に授与している(同『草案』『臨全』一三三頁)。また、島智良師によれば、同日の撰述で黄耆に与えられた草本が清淨寺に所蔵されている(『臨全』一三〇頁)。日臨の自誓受戒はこれまでこの草案及び受戒本尊が顕された前年の文化十五年四月八日とされてきた。これは、最誠が日臨の七七日忌に際して諷誦した「於波木井醒悟園」為「本妙和尚」修「法会願文」に「而文化十五年仏誕生日。於撰州能勢金井山中「自誓受戒。」(『臨全』一三三頁)とあることに基づいている。この記述を信するならば、日臨は自ら自誓受戒を修した一年後に、弟子等のために作法をまとめ、さらに受戒本尊をも図顕したこととなる。なお、自誓受戒日時を四月八日夜半とすることについては、『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一二四頁参照。

(47) 『某尊者に上る書』『臨全』一八五頁。

本妙日臨における元政の影響(桑名法見)

- (48) 右同一八六頁。
- (49) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一二二六頁。
- (50) 右同一二五頁。
- (51) 日臨の『本門自誓受戒作法草案』の後半、実際の受戒作法について記した「先、道場に入り、運想すべし」以降の部分と、『本門大戒』の分量を単純に比較しただけでも、四倍近くに達している。
- (52) 「朝田薩庵に与ふる書（其三）」『臨全』一五七頁参照。
- (53) 『昭定』一四八八頁。
- (54) 『昭定』二六五〇頁。
- (55) 『本化別頭教観撮要』『臨全』九五頁。
- (56) 「自ら誓つて六重の法を受くべし。六重の法を受け已つて、次に當に勉めて無礙の梵行を修し、広濟の心を発し八重の法を受くべし。」（法華経普及会編『真訓両読妙法蓮華経並開結』平楽寺書店、二〇〇四年、初版は一九二四年、六四八頁）の「六重」「八重」を挙げる。
- (57) 『本化別頭教観撮要』『臨全』九六頁。
- (58) 右同九五頁。
- (59) 右同九五～九六頁。なお、この間の説示については、佐藤英煌「日臨の戒律観」において詳述されている。
- (60) 『本門十重禁戒の事』『臨全』一一五頁。
- (61) 右同一一六頁。
- (62) 右同一一七頁。
- (63) 「朝田薩庵に与ふる書（其九）」『臨全』一七〇頁。
- (64) 『忍艸雜記』「当家折伏」『臨全』二〇頁。
- (65) 『臨全』一三〇頁。
- (66) 『臨全』八八頁。
- (67) 日臨は「古賢曰」として、「分別品五品正爲末法、然初二三品制止持戒、四五品令修三学、四信五品章依此義、

出界章云、文句九二三品行者持戒之制止、經文分明也、此亦同轍也（『本化別頭教觀撮要』『臨全』九八頁）と述べている。

(68) 『本化別頭教觀撮要』『臨全』九八頁。

(69) 執行海秀『日蓮宗教学史』一二二五頁参照。

(70) 『如来秘藏録』二五丁表（日蓮宗全書本『艸山拾遺』上巻、本満寺、一九七八年、一七一頁）、『艸山集』五一四～五一五頁。

(71) 『如来秘藏録』一丁裏～二丁表（『艸山拾遺』上巻一五九～一六〇頁）、『艸山集』五一二頁。

(72) 『艸山拾遺』所収の『如来秘藏録』は文政十二年五月の刊記をもつが、本書の奥書に「吾山祖政師臨滅之時属慧明小師曰如来秘藏録及草山要路此汝等大師縦我住世以何加焉撰者自称若斯於戲這書也」（『如来秘藏録』二七丁裏、『艸山拾遺』上巻、一七二頁）と記されている。

(73) 『艸山集』一二二頁。

(74) この他、特に「送南紀澄上人歌并序」『艸山集』二〇五頁を往見されたい。南紀澄上人に対しては同内容の教示が多く見られる（『艸山集』四二、四五～四七頁等）。

(75) 『本化別頭教觀撮要』『臨全』九九頁。

(76) 『四信五品鈔』『昭定』一二九七頁参照。同様の解釈が本文中に引用した『草山要路』「止静第八」（『艸山集』一二二頁）にもみられる。

(77) 『本化別頭教觀撮要』『臨全』九八～九九頁、原漢文。その文証として、「富木入道殿御返事（稟権出界抄）」の「随喜有_ニ二。利根の行者持戒を兼たり。鈍根は持戒誓_ニ止之_一。」（『昭定』一五九〇～一五九一頁）を挙げる（同九九頁）。

(78) 『本化別頭教觀撮要』『臨全』九九頁。

(79) 『昭定』二二六二頁。

(80) 『慈忍説』『艸山集』一六八頁。

(81) 元政が「衆生機有れば、直に仏道を説く。衆生機無れば、則ち俗に遇ふては俗を説き、雅に遇ては雅を説き、僣に遇ては僣を説き、儒に遇ては儒を説く。衆欲の釣りをして、牽て終に仏道に入らしむ。」（原漢文、「慈忍説」『艸山集』一六八

本妙日臨における元政の影響（桑名法見）

頁」と述べるように、その教示が如何なる対告に對してなされたものか、注意を要する。

(82) 第三品については、与奪兩義があり一様ではない。『本化別頭教観撮要』においても「初二三品属弟子」（且、扱／一途）、「三品道俗中秀逸也、一分有化他或属師」（ともに『臨全』九八頁）と異なる位置づけがみられ、「朝田薩庵に与ふる書（其八）」では、「五品は第一第二は自行の分ざいなり、後の三は自行化他を具す」（『臨全』一六七頁）とある。なお、四信五品については、本書状にも詳説されており参照されたい。

(83) 「文云今経受職有二人、曰道、曰俗、道又二、曰信行、曰解了、信行又二、曰始信、曰終信、解了又二、曰上品之師、曰下品師、次俗例道可知也、然修学解了比丘共是作法受職、若信行比丘一分作法受職、俗唯是信得受職也云云略引、此書正依法師品、按経上下二師之外唯稟道弟子也、以彼推此信行比丘已下皆弟子位也、故例分別品第五十人無師徳、且夫本迹流通在滅師弟其相大同（中略）故合三五品、釈之、所謂五品之中四五品師上下、初二三品属弟子」（且、扱／一途）、「本化別頭教観撮要」『臨全』九八頁。

(84) 「朝田薩庵に与ふる書（其二）」『臨全』一五二頁。

(85) 「朝田薩庵に与ふる書（其三）」『臨全』一五九頁。

(86) 「朝田薩庵に与ふる書（其九）」『臨全』一六九頁。

(87) 「最誠兄に贈る書（其十）」『臨全』二〇四頁、「本師日啓上人に奉る書」『臨全』二〇七頁等。「信心四科」については、高田恵忠「信心銘」（『棲神』第一五号、一九二九年）参照。

(88) 「朝田薩庵に与ふる書（其五）」『臨全』一六二頁。

(89) 望月歛厚『日蓮宗学説史』本妙日臨の宗学における「信と智との関係」「正行と助行」（八六一〜八六五頁）参照。望月氏は「草山の三学分修の系統に属するより見て、既にその信が絶待の行にあらずして、信行を立つるに智と相待して之を論ずるの意あるや明らかなり」（同書八六一頁）と、これを前提として、本論文でも引用した諸文をもって論証し、さらに日臨の説示に矛盾をみているが、その解釈には注意が必要である。

(90) 「眼海濤波」九『臨全』四一頁参照。

(91) 望月歛厚『日蓮宗学説史』八六二頁。

(92) 『艸山集』一五九〜一六〇頁。

(93) 北尾日大「解説」(山本勇夫「高僧名著全集」第十四卷、平凡社、一九三一年)二七七頁。

(94) 本稿「はじめに」においても少しく触れたが、文政三年四月八日仏誕日に当たって法要を修し、「醒悟園記」に記した「艸山要文」(『臨全』巻頭)には、この『艸山集』の説示が念頭にあつたことは想像に難くない。本書における元政の三学についての解釈を抄録すると次の通りである。

夫れ戒定慧、三と雖へども而も一、一と雖へども而も三、戒は即ち定慧なり、定は即ち慧戒なり、慧は即ち戒定なり、三学円備して、体用別無し、然も別無しと雖へども、互に体用と為る。是を以て之を教る、之を如来と謂ふ、是を以て之を学する、之を仏子と謂ふ。(中略)我等が比の如き、縦ひ後れて出づと雖へども、既に仏子と称し、仏の衣を著し、仏の食を喰し、仏の居に住す、独り其の訓を捨てて、之に依らざらんや、而も宿福尠なくして此の末世に生れたり、八万の戒行、深妙の禅定、無量の智慧、全備せずと雖へども、分に随て力を竭さば、則ち必ず任運に自利利人、法皆具足せん、若し其れ然らずんば、仏子の名を竊み、仏の衣を竊み、仏の食を竊み、仏の居を竊む、罪焉より大なるは莫し、諸仁者に告ぐ、毎に其の身を省みて所生を忝むること勿れ、今若し修せずんば、後に必ず憂悔せん。夫れ此の草堂、莊嚴を欠くと雖へども、是れ我が三学の道場なり、是を以て莊嚴せば何んの莊嚴か此れに加へんや、五住の糠、実相の米、之を治め之を顕し、各自旃を勉めよ、若し其れ此の如くならば、人々皆是れ唯我独尊、今日出世の如来に愧ぢず、是れ此の草堂、如来の室なり、是れ此の草座、如来の座なり、慈悲の心、法界の性、従本以来人々具足す、若し能く之を知らば如来の使と為り、如来の事を行ぜんも、亦譲らざる所なり(原漢文、『艸山集』一六〇頁)

『艸山集』は、元政の「釈氏之子」(『艸山集』冒頭「草山集題辞」)には、「草山は地の名、集は結集の意、尚を世の集に濫せんことを恐れて、千文を以て巻に配す。客驚て曰く、仏経に擬するか。曰く、不肖も亦釈氏の子なり。」と記されている)たる深い自覚の下編まれた漢詩文集であるが、ここにおいてもその認識が強く表れている。戒定慧の三学について学ぶ者が「仏子」であり、自らの如き者もこの末世に生を受けた身ではあるが、すでに「仏子」と称し、仏の恩分に与っている。故に、たとえ八万の戒行・深妙の禅定・無量の智慧を一つも欠けることなく備えることはなくとも、自らの分に応じて力を尽くせば、必ず任運に自行・化他共に益を得、ここにおいて如来の使として如来の事を行ずることができるのである。このように、三学を分に修すという「三学分修」に、これまでみてきた自行化他の精神及び随力演説のところが密接に関わっていることがわかる。しかればこそ、この三学の実修に心を留めぬ者は大罪を犯すこととなり、ここから、「諸々

本妙日臨における元政の影響(桑名法見)

の仁者に告ぐ、毎にその身を省みて、所生を忝むること勿れ。今若し修せずんば、後に必ず憂悔せん」という、厳誠が示されているのである。そして、元政はこの落慶した草堂（寂音堂）を三学の道場として位置づけ、重ねて弟子等に対して随力の実修を要請しているのである。

(95) 「川越屋外二氏に与ふる書」『臨全』一四九頁、「朝田薩庵に与ふる書（其三）」『臨全』一五五頁。

(96) 『臨全』一三八頁。なお、「任重而道遠」の文言は『艸山集』にも見える（三八頁）。

(97) 『臨全』一六二、一七二、一五四頁参照。文化十三年頃にはすでに信より出づる解によつて本化の奥室を見るに至っている。

(98) 『臨全』一三二頁。

(99) 小松邦彰「本門戒壇について」（宮崎英修先生古稀記念論文集刊行会編『日蓮教団の諸問題』平楽寺書店、一九八三年）七一頁。

(100) 小野文瑠「本妙日臨律師の研究」（『大崎学報』第一三二号、一九七九年）六三頁参照。

(101) 廣上塔貫「草山元政和尚の戒律」五七頁において、すでに両書の関連が指摘されている。

(102) 筆者所蔵の写真による。

(103) 日臨の「題目和談抄」に関しては、書簡中に「母方へ遣し候題目和談抄と申平かなの本三冊」（『臨全』一八〇頁）と、その名がみられるのみで現存せず、その内容については分からない。「臨全」所収の「遺物現在目録」にも、「題目和談抄（政公ノ著ト同異不明）」とあり、元政のものかどうかは判することができない。島智良「醒悟園開祖本妙律師小伝」では、「朝暮用心記、題目和談抄は、律師が父母の為に当時撰述せるもの」（『臨全』二五六～二五七頁）とするが、両書には、出された目的が母のためであること、その記述が平仮名であること、また巻数が三巻であるという共通点が見られる。さらに、今引用した日臨の書簡「朝田薩庵に与ふる書（其十六）」には、次の記述が見られる。

然は当五月中、観心本尊抄の注解一巻した、め、并に母方へ遣し候題目和談抄と申平かなの本三冊、其外貴所様へ遣し候書翰等、取揃差出し候ひしか、相とゞき不申候や、又九月中旬（中略）父母方へ朝暮用心の記を二冊した、め遣し、又貴処并に諸方への書翰等取そろへ相出し候ひしか、それもとゞき不申候や（中略）本尊抄の注解、并に朝暮用心の記とともに、又書と申事はひま入り事に候間（『臨全』一八〇～一八一頁）

ここには、「観心本尊抄の注解」と「朝暮用心の記」にのみ「したため」とあり、自ら書き記した旨が記されている。さらに、この二書には、再び書くということは時間がかかることであるから、と注意が促されている。一方、『題目和談抄』には、これら二書にみられる記述がない。『題目和談抄』は元文五年（一七四〇）版が流布本となっていることから、日臨当時、版本『題目和談抄』を入手することができたものと考えられる。日臨の手元にも、刊行された元政の『題目和談抄』があった故に、『題目和談抄』には、自ら認めた記載も、また書くということは時間がかかるとの記述の中にも、その名が挙げられていないのではなからうか。したがって、日臨の著作として挙げられる『題目和談抄』は、日臨が自ら書写したものではなく、元政の『題目和談抄』であったと思われる。この書が元政のものであれば、それだけ日臨の元政に対する影響の強さが見られるわけであり、元政の母に対する思いを日臨も抱いていたであろうことが推測される。先の引用からわかるように、この書と同時に、自ら著わした「朝暮用心の記」を父母に送っており、元政に通じる日臨の両親に対する孝心の一端がここから窺えよう。

〈キーワード〉日蓮、法華経の行者、即身成仏、曼荼羅、三学、持戒、随力演説、自行化他、慧明日燈

〈付記〉小稿作成にあたり、資料の調査と掲載を許可して頂いた、元政庵瑞光寺第十五世川口智康上人の格別の御芳情に甚深の謝意を表します。